

令和 8 年 度
市有地公募売却事業

ヨコハマの土地売ります！

郵送入札

一般競争入札売払 募集要領

市有地公募売却事業の特徴

- ・ 個人、法人を問わず参加できます。
- ・ 代替地用地等、市が保有している物件です。
- ・ 滞納処分として市が差し押さえた物件ではありません。
- ・ 仲介手数料等が不要です。

令和 8 年 度
横 浜 市

【お知らせ】

令和 8 年 4 月 1 日より、担当部署が「財政局ファシリティマネジメント推進課」から「総務局管財課」に変わりました。
執務室が市庁舎 26 階に移りましたので、ご来庁の際はご注意ください。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

入 札 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在 地	登記地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (万円)	売 払 人
2874	鶴見区元宮一丁目615番 3	宅地	50.85	1,685	総 務 局
2875	鶴見区元宮一丁目636番 6	宅地	87.54	2,720	総 務 局
2876	鶴見区浜町 2 丁目9番19	宅地	34.63	233	総 務 局
2877	西区境之谷97番15	宅地	70.70	446	総 務 局
2878	南区大岡四丁目1246番 2 外	宅地	1,349.93	3,337	総 務 局
2879	南区八幡町11番 2 外	宅地・山林	1,630.26 (1,628.89)	8,853	総 務 局
2880	南区別所二丁目261番 1 外	宅地	221.35	3,835	総 務 局
2881	南区別所二丁目261番 3 外	宅地	215.59	3,743	総 務 局
2882	南区別所二丁目261番 6 外	宅地	171.21	2,839	総 務 局
2883	南区別所五丁目789番12外	宅地	572.54	3,287	総 務 局
2884	港南区日野九丁目5959番159外	宅地	576.54	3,633	総 務 局
2885	港南区日野九丁目5959番191外	宅地	401.73	7,046	総 務 局
2886	港南区日野九丁目5959番197外	宅地	414.56	7,143	総 務 局
2887	港南区日野九丁目5959番282	宅地	202.78	3,450	総 務 局
2888	港南区日野九丁目5959番299	宅地	201.60	3,616	総 務 局
2889	保土ヶ谷区法泉三丁目315番12	宅地	169.39	790	総 務 局
2890	戸塚区上柏尾町字台215番 3 外	宅地・山林	1,701.35 (1,701.19)	409	総 務 局

(注) 1 「地積」欄は登記記録上の面積です。ただし、物件番号2879、2890は法務局備え付けの地積測量図面積で、それぞれの物件の()内の数字は登記記録上の面積です。

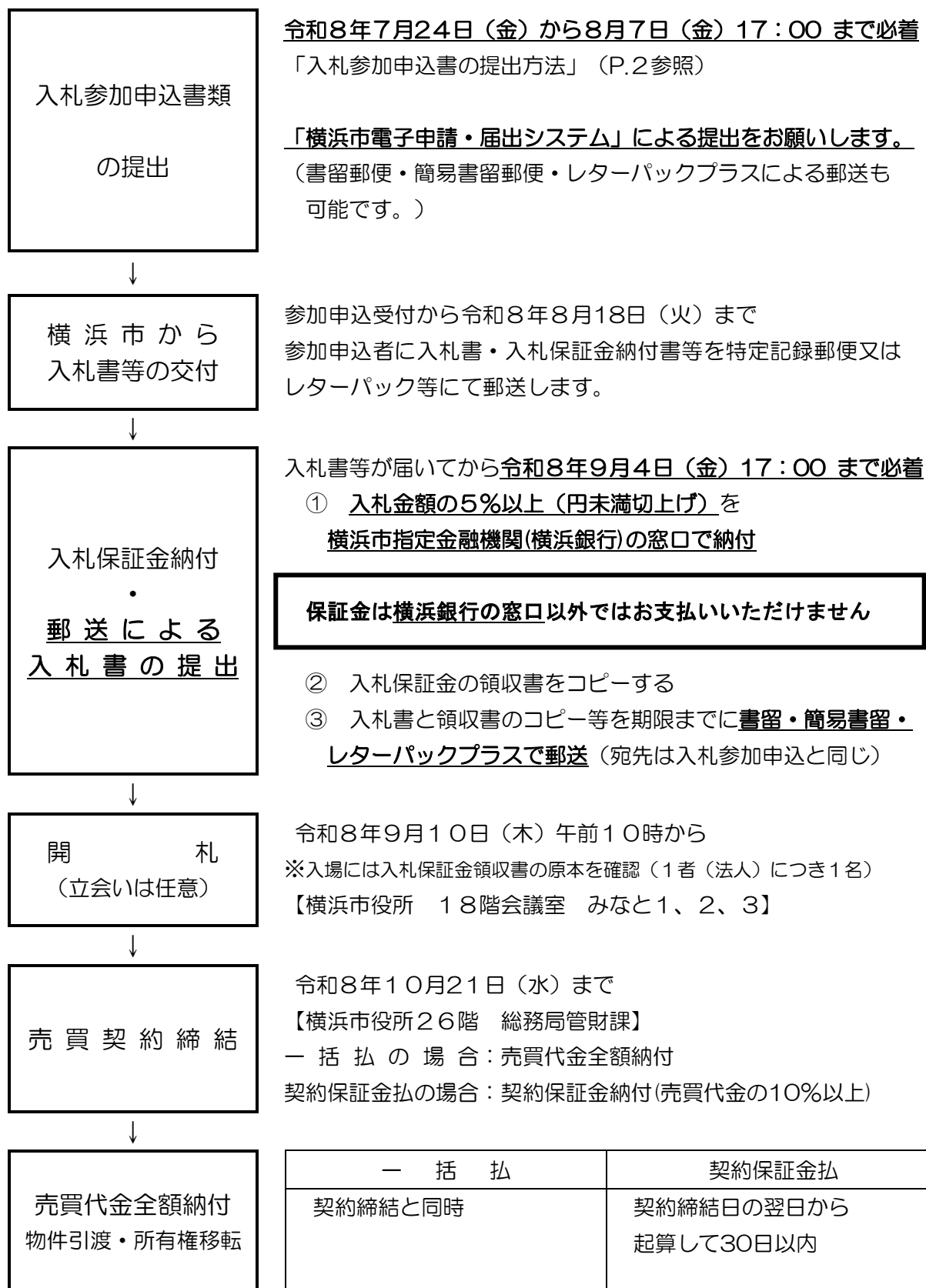
2 物件により予告なく売却を中止する場合があります。

最新の情報は、ホームページを御確認ください。

(二次元コード、または【横浜市 市有地売却】で検索)



入札による売払いの流れ（概要）



目 次

1	入札物件	1
2	入札参加者の資格	1
3	契約上の義務	1
4	入札物件の事前確認	2
5	入札の参加申込	2
6	入札保証金納付・入札方法	4
7	入札の無効	5
8	開札の日時及び場所	5
9	落札者の決定方法等	5
10	結果の公表	6
11	契約の締結等	6
12	売買代金の支払方法	6
13	所有権の移転等	6
14	先着順の売払（不落等物件）	6
15	暴力団等の排除	7
16	契約に必要な費用	7
17	担当窓口	8
18	市有地公募売却のホームページ	8
	一般競争入札参加申込書	9
	封筒の宛名記載例	13
	入札手続きチェックリスト	15
	誓約書、役員名簿	17
	入札要領	21
	売払物件について	23
	物件調書	28
	水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報	68
	市有財産売買契約書（標準契約書）〔一括払〕	73
	市有財産売買契約書（標準契約書）〔契約保証金払〕	78

重 要**提出書類や方法、宛先等についてこの要領をよく読み御確認ください。****1 入札物件**

入札物件は「入札物件一覧表」のとおりです。なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。入札物件の公図、現況図等の資料は市有地公募売却のホームページにも掲載しています（P.8「市有地公募売却のホームページ」参照）

2 入札参加者の資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜条例第51号）第2条又は同条例第7条の規定に該当する者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等は、入札に参加できません。（P.7「暴力団等の排除」参照）

3 契約上の義務

- （1）売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。契約内容については、本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）を御参照ください。

1 風俗営業等の禁止

買受人は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

2 反社会的団体の利用禁止

買受人は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならないこと。

- （2）次の売払物件については、「越境物の取扱い」として次の条項を追加します。「別紙図面」及び「写真」は、入札期限までの間、担当窓口（P.8参照）で閲覧することができます。

物件番号	追 加 条 項
2877 番	1 乙は、売買物件の擁壁の一部（別紙図面及び写真参照）が西区境之谷97番16地内（以下「隣接地内」という）に越境していることについて、擁壁を再構築又は撤去する際は、隣接地内にある擁壁の越境部分を撤去し、隣接地内に越境しないようにしなければならない。 2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合は、前項の内容を当該第三者に承継するものとする。
売買契約書へ追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第10条の次 標準契約書〔契約保証金払〕第12条の次

- （3）次の売払物件については、「特記事項」として売買契約書に覚書及び現況工作物（等）に関する確認書に関する次の条項を追加します。「覚書」及び「現況工作物（等）に関する確認書」は、入札期限までの間、担当窓口（P.8参照）で閲覧することができます（個人情報等に該当する記載は非開示となります。）。

物件番号	追 加 条 項
2874番、2877番、 2878番、2879番、 2880番、2883番、 2889番、2890番	乙は、甲が隣接地権者と取り交わしている「覚書」（「現況工作物（等）に関する確認書」）に関し、甲の地位を承継するものとする。 ※実際に契約書に記載する文言は、承継する覚書等の表題に合わせるため、上記の文言と異なる場合があります。

売買契約書へ 追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第19条の次、〔契約保証金払〕第21条の次
------------------	---------------------------------

(4) 落札者が契約書の条件に違反したときは、売払代金の30%（円未満切捨て）に相当する金額を違約金として横浜市へ支払わなければなりません。

(5) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、横浜市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

4 入札物件の事前確認

本募集要領の物件調書をお読みの上、入札参加申込時までに現地及び物件状況を確認してください。フェンスが施錠されている物件（物件番号2878番から2888番まで）の敷地内を確認したい場合は、入札参加申込期限までの期間中に担当窓口（P.8参照）にて鍵を貸し出します。

入札参加及び買受にあたっては、現地及び物件状況を全て承知されたものとし、売買契約の際、現地及び物件調書記載事項についての確認書を提出していただきます。

5 入札の参加申込

(1) 受付期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月7日（金）17：00まで（必着）

(2) 入札参加申込書の提出方法

入札参加申込書は「横浜市電子申請・届出システム」により提出してください。

「横浜市電子申請・届出システム」での申込については下記の市有地公募売却ホームページに記載してありますのでご確認ください。なお、入札書の提出は従来どおり郵送により行います。

【横浜市電子申請・届出システムのホームページ】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/da8c822c-459b-4f80-8c94-02b0be917b97/start>

- ・提出書類（P.3（3）参照）を「横浜市電子申請・届出システム」で提出してください。
- ・「横浜市電子申請・届出システム」の利用には利用者登録が必要となります。
- ・複数の物件に入札参加申込をされる場合は、1件ずつ申請してください。
- ・「入札参加申込書」への押印は不要です。
- ・「横浜市電子申請・届出システム」による提出が難しい場合は、郵送による提出も可能です。
 - ※ 受付期限までに到着しない申込みは無効となります。余裕を持ってお送りください。
 - ※ 郵送による場合は書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスにてお送りください。
 - ※ 持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

【郵送による提出の送付先】

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市政府内郵便局留
(受取人) 横浜市 総務局 管財課 (公募売却・維持管理担当)

封筒の宛先面には
枠内全て(受取人まで)
記載してください。

※令和8年度の組織再編に伴い、組織名称が「財政局ファシリティマネジメント推進課」から
「総務局管財課」になりました。

(3) 提出書類(電子申請・届出システム利用の場合はワード又はPDF ファイルのアップロード)

- ア 一般競争入札参加申込書(本募集要領 P.11 参照)
イ 添付書類(発行後3か月以内の原本のコピー、各1通)
 個人の場合 「住民票」(※1)
 「身分証明書」(※2)
 「登記されていないことの証明書」(※3)
 法人の場合 資格証明書(※4)

令和8年度から、入札に必要な書類(一般競争入札参加申込書・入札書等)の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

- (※1)「住民票」：個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
(※2)「身分証明書」：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類(運転免許証等ではありません。)
(※3)「登記されていないことの証明書」：各地方法務局(本局)が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明を取得してください。
(※4)「資格証明書」：法人の登記事項を証明する書類(法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等)

【注意事項】

- ・申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。
- ・一般競争入札参加申込書に記入する際は、本募集要領 P.9 記載の記入例を参照し、注意事項をよく御確認ください。不備等がある場合の申込書は不受理となります。
- ・共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。
- ・代理人により入札参加申込等を行う場合は、委任状をご提出ください。委任状の様式及び添付資料については担当窓口(P.8 参照)へお問合せください。
- ・その他、横浜市が必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ・複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに、一般競争入札参加申込書等を提出してください。なお、添付書類は原本のコピーを提出してください。
- ・「入札参加申込書」及び「入札書」への押印は不要です。
- ・入札の際に提出していただく入札保証金返還請求書、売買契約書及び不動産登記に関する書類には引き続き押印が必要です。法人の場合は「代表者印」の押印をお願いします。
- ・提出された書類は、理由にかかわらず返却できません。
- ・申込書類に不備がある場合は、入札に参加できません。

(4) 同一法人の異なる営業所による入札参加申込について

同一の物件に対し、2通以上の入札がなされた場合、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条第6号の規定により入札が無効となります。

そのため、同一の物件に対し同一法人の異なる営業所により入札参加申込がなされた場合等には以下のとおり取り扱います。

- ・原則として、最初に公募売却担当窓口へ到達した申込を有効とします。
- ・その後到達した申込は原則として受理しません。その際、法人内部での調整を可能とするため、2番目以降の申し込みを行った担当者に対し、①同一の物件に対し、同一法人から既に入札参加申込がされている事実、②先になされた入札参加申込の申込日、営業所名及び担当者氏名をお伝えすることがありますので予め御了承ください。

(5) 参加申込後

申込受付後、横浜市から次の書類を特定記録郵便又はレターパック等にて郵送します。

- (ア) 一般競争入札参加申込書（写し）
- (イ) 入札保証金の納付書（振込用紙）
- (ウ) 入札保証金返還請求書
- (エ) 入札書

※ 申込書類確認後に郵送します。8月18日（火）までに書類が届かない場合は担当窓口（P.8参照）へ御連絡ください。

6 入札保証金納付・入札方法

※入札保証金は「横浜銀行」の窓口で納付していただきます。

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札物件ごとに、入札金額の5%以上（円未満切上げ）に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により横浜市指定金融機関「横浜銀行」の窓口で納付していただきます。入札保証金が未納付・金額不足の入札は無効とします。

イ 入札保証金の領収書をコピーして入札書と共に郵送してください。

ウ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。還付には入札終了後2か月程度かかりますので、あらかじめ御了承ください。

エ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法（郵送による入札）

入札をする場合は、入札期限までに入札参加申込と同じ宛先に以下の書類を御郵送ください。

入札期限：令和8年9月4日（金）17：00まで（郵送必着）

※ 書留、簡易書留又はレターパックプラスにてお送りください。

- ア 入札書
- イ （横浜市から交付した）一般競争入札参加申込書（写し）
- ウ （納付済み）入札保証金の領収書のコピー ※原本は送らないでください。
- エ 入札保証金返還請求書

令和8年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

※ 入札には入札参加申込後に横浜市から郵送した書類を使用してください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。書類の添付漏れ等に十分御注意ください。

※ 入札後に入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者がした入札
(2)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者がした入札
(3)	横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者がした入札
(4)	横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
(5)	神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
(6)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体がした入札
(7)	入札参加申込書を提出していない者がした入札
(8)	所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
(9)	入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札
(10)	納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札
(11)	最低売却価格に達しない入札
(12)	同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札
(13)	入札書に入札者の住所、氏名の記入のない入札
(14)	代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び委任状の添付のない入札
(15)	入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
(16)	横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札
(17)	その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

8 開札の日時及び場所

日 時 令和8年9月10日（木）午前10時から

場 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 18階会議室 みなと1、2、3

入 場 午前9時50分から午前11時30分まで（途中入退場可能）

※ 結果掲示は午前11時15分頃（予定。開札状況による）から午前11時30分まで

※ 結果の確認だけの来場も可能です。

※ 開札の立会い（会場への来場）は任意ですが、来場される場合は入札参加申込書の指定箇所にチェックをしてください。

※ 入場には、入札保証金領収書の原本を確認させていただきます。また、会場の都合上、1者につき1名とします。（法人の場合は入札件数にかかわらず1法人につき1名）

9 落札者の決定方法等

(1) 開札の結果、横浜市の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。

(2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引いていただいて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者があるとき（当該入札者がいないときを含む）は、入札に関係のない横浜市職員がくじを引くものとします。

(3) 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。

ア 法人が行った入札：商号及び入札金額

イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしません。）及び入札金額

(4) 再度入札は実施しません。

10 結果の公表

入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。(P.8「市有地公募売却のホームページ」参照)

※ 掲載項目：全入札者名、入札額。ただし、個人の場合は入札者名を「個人」と表記します。

※ 開札作業終了後、開札会場にも入札結果を掲示します。

11 契約の締結等

(1) 落札者への書類送付

落札者に対しては、9月17日(木)までに契約に関する説明書類を発送する予定です。また、落札後、速やかに誓約書と役員名簿(法人のみ)を御提出いただきます。(本募集要領 P.17~20 参照)

(2) 契約の締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、令和8年10月21日(水)までに横浜市役所内にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札売払への入札参加資格を停止します。

(3) 売買契約書

別添「市有財産売買契約書」(本募集要領 P.73 以降)を御参照ください。

12 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の(1)又は(2)の2通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

(2) 契約保証金払

売買契約締結前までに、契約保証金として売買代金の10%以上(円未満切上げ)を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、横浜市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

なお、売買代金の分割納入はできず、期限までに売買代金(残金)の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札への参加資格を停止します。

13 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額が納付されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、横浜市が行います。

(3) 売買契約書(横浜市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

14 先着順の売払(不落等物件)

入札者・落札者のない物件又は落札者が契約しなかった物件は、次のとおり先着順の売払を行う予定です(物件により予告なく売却を中止する場合があります。)

詳細については、開札後に市有地公募売却のホームページを御覧いただくか、直接、担当窓口(P.8参照)にお問い合わせください。

(1) 買受申請受付期間

令和8年9月25日(金)から令和9年2月12日(金)まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く)

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

横浜市総務局管財課 公募売却・維持管理担当（横浜市役所 26階）

(3) 申請必要書類

ア 買受申請書

イ 添付書類（発行後3か月以内の原本のコピー、各1通。共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。添付資料についてはP.3参照。）

（ア）個人の場合 「住民票」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」

法人の場合 資格証明書

（イ）誓約書

（ウ）役員名簿（法人のみ）

（エ）委任状（代理人により申請手続等を行う場合のみ）

※ 買受申請書（不落物件等）、誓約書及び役員名簿は、市有地公募売却のホームページから入手するか、担当窓口（P.8参照）にお問い合わせください。

(4) 買受人の決定方法

ア 横浜市の定めた最低売却価格以上（落札者が契約しなかった物件についてはその落札価格以上）の買受金額を提示した申請者と、先着順で売買契約を締結します。

イ それぞれの日の受付開始時点（午前9時）において、アの条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と売買契約を締結します。なお、同額である場合は当該申請者等にくじを引いていただき、決定します。

15 暴力団等の排除

- (1) 「横浜市暴力団排除条例」第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、「神奈川県暴力団排除条例」第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体（以下、暴力団等）は、入札への参加はできません。
- (2) 暴力団等でないことを確認するため、落札者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。
- (3) 誓約書及び役員名簿に基づき、暴力団等でないことを確認するため、神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会します。その際、収集した個人情報を神奈川県警察及び公安調査庁に提供します。
- (4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行いません。また、既に契約済みの場合は、契約を解除します。

16 契約に必要な費用（参考）

(1) 売買代金・・・落札金額

(2) 印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1千万円以下	5千円
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円

(3) 登録免許税（参考値）

（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×
（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

17 担当窓口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局管財課 公募売却・維持管理担当（横浜市役所26階）

電話： 045-671-2264

E-mail: so-uriti@city.yokohama.lg.jp

受付時間： 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

18 市有地公募売却のホームページ

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/
kaitai/baikyaku/](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/)

「横浜市 市有地売却」で検索 （「一般競争入札」のページ）

入札物件の入札中止、入札結果、先着順の売払等に関する情報は、上記ホームページにて告知します。

一般競争入札参加申込書

記入例

令和〇年〇月〇日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	所在地・住所	〒123-45×× 横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	法人代表者の「職名（代表取締役など）」と「氏名」を必ず記載してください。
	フリガナ	〇〇フドウサンカブシキガイシャ	
	法人名・氏名	〇〇不動産株式会社	
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク サクラギ ミナト	
	代表者職名	代表取締役 桜木 みなと	押印不要 (注意事項参照)
	代表者氏名		

※ 連絡先を記載してください。

連 絡 先	送付先住所	〒22×-00×× 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 桜木ビル2階	法人の本店所在地と送付先住所が異なる場合は送付先住所を、同じ場合は「入札者住所に同じ」と記載してください。
	事業所名・部署名	横浜北部営業所 不動産部	
	担当者肩書・ 担当者氏名	課長 桜木 まもる	
	電話番号	(045) ×××- ××××	
	担当者メールアドレス	m-sakuragi@〇〇estate.co.jp	

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所 在	個人の場合も電話番号・メールアドレスを記載してください。
〇〇〇〇	横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	

注 意 事 項

・令和8年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

・この様式は下記のサイトからダウンロードできます（両面印刷してください。）。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city->

[info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/nyuusatu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/nyuusatu.html)

・押印は不要です。必ず「連絡先」欄を記入してください。

・個人の場合も「連絡先」欄に電話番号・メールアドレスを記入してください（共有名義の場合は代表者の連絡先）。

・裏面の「横浜市使用欄」には何も記載しないでください。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	担当者の在籍確認した相手方の氏名	

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	所在地・住所	〒
	フリガナ	
	法人名・氏名	押印不要 (注意事項参照)
	フリガナ	
代表者職名 代表者氏名		

※ 連絡先を記載してください。

連 絡 先	送付先住所	〒
	事業所名・部署名	
	担当者肩書・ 担当者氏名	
	電話番号	() —
	担当者メールアドレス	

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所在地	地積 (㎡)

☐ 開札立会いを予定している場合は、左の□にチェックをしてください。（立会いは任意です）

- 注) 1 複数の物件を申し込む場合は、裏面の確認欄もコピーして、物件ごとに申し込んでください。
 2 記載内容に不備がある場合は参加資格を満たさないものとします。
 3 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

2 確認事項

- (1) 申込者は、一般競争入札売払募集要領に定める入札参加者の資格を満たしている者であることを誓約します。
 (2) 落札者となった場合は横浜市の指定する書類を提出し、その情報を横浜市が神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会することについて同意します。

3 添付書類（原本のコピーを提出してください。）

- 個人の場合（必要書類は募集要領で確認してください。）

「住民票」（発行後3か月以内、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

「身分証明書」（本籍地の市区町村発行）

「登記されていないことの証明書」（各地方方法務局（本局）発行）

- 法人の場合

資格証明書（法人の登記事項を証明する書類。発行後3か月以内のもの。）

受付印

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	担当者の在籍確認した相手方の氏名	

「入札参加申込書」の提出（郵送の場合）

※入札参加申込書は原則として「横浜市電子申請・届出システム」により提出してください（P.2 参照）。「横浜市電子申請・届出システム」による提出が難しい場合は、書留郵便等により下記の送付先へお送りください。

封筒の宛名記載例（表面）

簡易書留	切手
	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 (受取人) 横浜市 総務局 管財課 (公募売却・維持管理担当) 【入札参加申込書在中】

※ 書留、簡易書留又はレターパックプラスにてお送りください。

※ 封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

※ 上記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には、横浜市総務局管財課（公募売却・維持管理担当）へ直接お送りください。

「入札書」の提出

封筒の宛名記載例

入札書のみを
②に封入

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)

切手 231 - 0005 【簡易書留】 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 (受取人) 横浜市総務局管財課 (公募売却・維持管理担当) 【入札書在中】	① に ② と ③ を 入 れ る	市有地一般競争入札 物件番号〇〇〇〇 氏名・住所 (ゴム印・スタンプ可) ③ 入札参加申込書（コピー）、 入札保証金領収書（コピー）、 入札保証金返還請求書 (物件ごとにまとめて①外封筒に入れてください。)
--	---	--

- ・ 入札書を②中封筒に入れて封をしてください。（複数物件入札する場合は、物件ごとに中封筒を用意してください。持参の場合も入札書は封筒に入れてください。）
- ・ ①外封筒には、②中封筒、③入札参加申込書のコピー、入札保証金領収書のコピー、入札保証金返還請求書（物件ごとにまとめたもの）を入れてください。
- ・ ①外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
- ・ 書留、簡易書留又はレターパックプラスにてお送りください。
- ・ 上記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には、横浜市総務局管財課（公募売却・維持管理担当）へ直接お送りください。

入札手続きチェックリスト

【入札の参加申込時】

- ☐ 申込期間内であることを確認した（令和8年7月24日（金）～8月7日（金）17：00 必着）
「横浜市電子申請・届出システム」の場合、申請が期限内に完了したことを確認した。
郵送の場合、郵便局窓口や郵便局ホームページで郵送物が期間内に到達することを確認した。
- ☐ 一般競争入札参加申込書に、日付・氏名・住所・連絡先・物件情報を記入して封筒に入れた。
- ☐ 参加申込書の「申込者」は、契約の名義人となります。
- ☐ 入札書等の書類は、入札参加申込書の「連絡先」の送付先住所・部署に郵送されます。
- ☐ 以下の添付資料を同封した（添付資料は発行後3か月以内の原本のコピー）。
 - ◆個人の場合
 - ☐ 「住民票」：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
 - ☐ 「身分証明書」：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類（※運転免許証等ではありません。）
 - ☐ 「登記されていないことの証明書」：各地方方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明を取得してください。
 - ◆法人の場合
 - ☐ 資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

- ☐ 郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。
（郵送先）

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所内郵便局留

（受取人）横浜市 総務局 管財課（公募売却・維持管理担当）

※持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

【入札の参加申込後】

- ☐ 参加申込後、横浜市から入札書等が郵送された（特定記録郵便又はレターパック等）。
※8月18日（火）までに書類が届かない場合は御連絡ください。
（横浜市総務局管財課 公募売却・維持管理担当 045-671-2264）

【入札書提出前】

- ☐ 入札書と共に郵送された入札保証金納付書（振込用紙、ピンク色）に、金額・住所・氏名を記載した。

- ☐ 入札保証金納付書に記載した金額は、**入札金額の5%以上（円未満切上げ）の金額**であることを確認した（最低売却価格の5%以上ではありません。）。
- ☐ **横浜銀行の窓口で入札保証金を納付した。**

※入札保証金・契約保証金は「横浜銀行」の窓口以外ではお支払いいただけません。

- ☐ 納付後、領収書（入札保証金納付書の控）を領収書をコピーした。

【入札書提出時】

- ☐ 入札期間内であることを確認した **（令和8年9月4日（金）17:00まで）**。また、郵便局や郵便局ホームページで郵送物の到着が期間内であることを確認した。
- ☐ 入札書に、入札期間内の入札日付のほか、氏名・住所・物件情報・入札金額を記入した。また、入札書は訂正をしていないことを確認し、**入札書の中封筒に入れた。**
- ☐ 1枚の中封筒には入札書は1枚しか入っていないことを確認した。
- ☐ 中封筒の表面を記載して封をした。
- ☐ **外封筒に、中封筒、入札参加申込書のコピー、入札保証金領収書のコピー（※1）、入札保証金返還請求書（※2）を同封した。**
 - ※1 原本は入札会場に入場する際に必要ですので、同封しないでください。
 - ※2 入札保証金返還請求書には記入例を参考に必要事項を記載してください。
- ☐ 外封筒の宛先を確認し記入した。
- ☐ **郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。**

（郵送先）

〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市役所内郵便局留
 （受取人）横浜市総務局管財課 （公募売却・維持管理担当）

- ※持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。
- ※上記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には横浜市総務局管財課（公募売却・維持管理担当）へ直接お送りください。

【開札後】

- ☐ （落札者のみ）契約説明資料の送付を受けた。（9月17日（木）までに発送予定）
 - ※ 落札者は、発送予定日から数日経過しても契約説明資料が届かない場合は御連絡ください。（総務局管財課 公募売却・維持管理担当 045-671-2264）
 - ※入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。

年 月 日

横浜市長

所在地（住所）

フリガナ
法人名（氏名）

フリガナ
代表者職氏名

代表者の生年月日 年 月 日生
(年号は和暦で記載)

誓 約 書

私は、横浜市が横浜市暴力団排除条例、神奈川県暴力団排除条例及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、不動産売買契約により暴力団の活動を助長すること、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体を入札、契約から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、かつ同意します。

- 1 私は、不動産売買契約に際し、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体のいずれにも該当しません。
- 2 私は、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。
- 3 私は、私が上記に該当する者でないことを確認するため、横浜市が本誓約書及び役員名簿を神奈川県警察本部長及び公安調査庁に提供することに同意します。
- 4 神奈川県警察又は公安調査庁からの通報、又は横浜市の調査により、私が上記で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、上記法令及び横浜市契約規則に基づき、横浜市が不動産売買契約を締結しないこと、又は不動産売買契約を解除することを承知し、かつ同意します。
- 5 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。

ヨコハマの土地売ります！

第 15 号様式

役員名簿

法人所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

1	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
2	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
3	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
4	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
5	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
6	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
7	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
8	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
9	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				

10	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
11	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
12	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
13	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
14	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
15	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
16	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
17	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
18	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
19	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
20	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				

第4号様式

入札要領

第1条 入札希望者は、市有財産売払公告、市有財産一般競争入札売払募集要領、市有財産売買契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、入札日時（郵送入札は所定の日時まで）に提出してください。

第5条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者職名及び代表者氏名）並びに連絡先を記入してください。金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由の如何にかかわらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者がした入札
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者がした入札
- 3 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者がした入札
- 4 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
- 5 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体がした入札
- 7 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- 8 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 9 入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札
- 10 納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札
- 11 最低売却価格に達しない入札
- 12 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札
- 13 入札書に入札者の住所、氏名の記入のない入札

14 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び委任状の添付のない入札

15 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札

16 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札

17 その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は市の指定した者を立会させて開札します。

第10条 落札者は、市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないとき又は引けないときは、市の指定した者がくじを引いて落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、銀行振込によりお返しします。落札者の入札保証金は、第14条に定める売買代金又は契約保証金の納付の際、売買代金又は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、契約締結後（売買代金又は契約保証金の納付確認後）にお返しします。

第13条 落札者との契約は、落札決定の日の翌日から原則として30日以内に行います。契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付するか、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第15条 落札者は、前条で契約保証金を納付した場合は、契約締結の日の翌日から30日以内に売払代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。落札者が契約保証金の返還を希望する場合は、売買代金の納付確認後にお返しします。

なお、落札者が契約締結の日の翌日から30日以内に売払代金を納付しない場合には、契約保証金は横浜市に帰属することになります。

第16条 本要領に定めのない事項は、地方自治法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、地方自治法施行令、神奈川県暴力団排除条例、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 物件及び隣接地の崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行ってありません。

- ・ 物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（P. 23 参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

- ※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類

「有」	物件の敷地内に引込管、電線、柵等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、柵等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
「可」	物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
「無」	前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

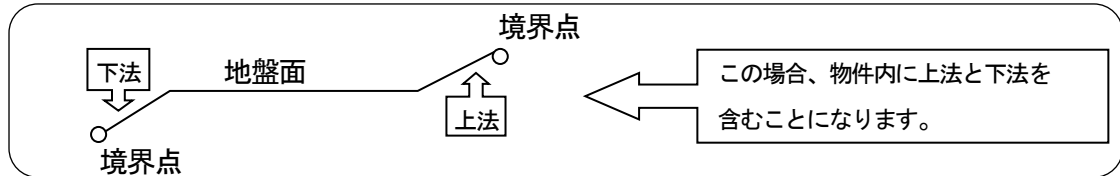
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物件調書

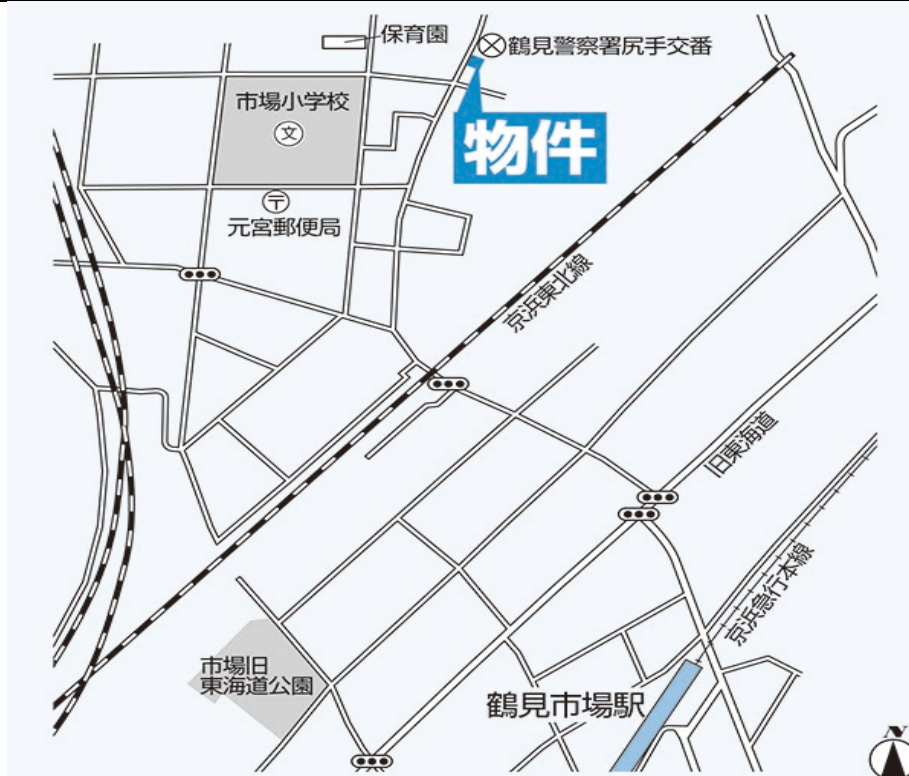
物件番号 2874

最低売却価格

1,685万円

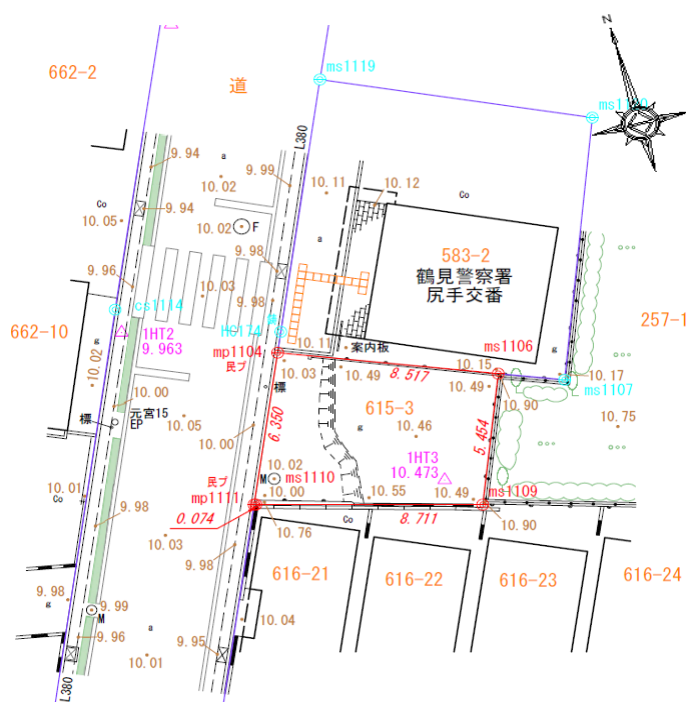
所 在 地		横浜市鶴見区元宮一丁目6 1 5 番 3					
住 居 表 示		-					
内 訳 、 面 積	地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積		
	6 1 5 番 3		宅 地	5 0 . 8 5 m ²	-		
					-		
					-		
	合計（1筆）		※1	5 0 . 8 5 m ²	-		
道路と敷地の関係		北西側で幅員約6.4mの舗装市道（建築基準法第42条第1項道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分	市街化区域		用途地域	準工業地域	
		建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %	高 度 地 区	第5種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制（高さが10mを超える建築物）4m/5h/3h					
	その他の制限	宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域)					
		大規模土地取引の事前届出地域…工業集積地域(5,000㎡以上の土地取引契約6ヶ月前までの届出対象地域)					
		駐車場条例の附置義務区域…周辺地区					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	-		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施設の種類		状 況		事 業 所 等		
	電 気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	前面道路150mm管、宅内引込管無し		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	有	下水管敷設有り（合流600mm）、敷地内桝あり		横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669		
	都市ガス	有	前面道路配管（低圧200mm）、宅内25mm管引込済		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公 共 施 設 等	鶴見区役所		横浜市立市場小学校		横浜市立市場中学校		
	物件の南方 約1.7km		物件の南西方 約0.2km		物件の南方 約0.9km		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
留 意 事 項	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	・本物件は北西側で幅員約6.4mの舗装市道に接道する、長方形の一方路地(中間画地)です。 ・本物件は北側隣接地より約0.5～0.8m高く、敷地の一部が法地となっています。北西側道路とは概ね等高に接していますが、敷地北西側に向かって敷地内高低差(0.5m程度)があります。 ・本件南東側隣接地より樹木の枝葉の一部の越境が認められます。この件につきまして横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本件北西側道路に交通標識が設置されています。移設・撤去等について横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南西に「市立市場小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・隣接地は過去に自動車工場の跡地でしたが、現在は共同住宅となっており、土壤汚染対策処理済のため臭気やもらい汚染などの兆候は特段認められませんでした。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件南西側隣接地との境界線上に万年塀及び基礎が存在しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。隣接地権者との協議等については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内にブロック塀(鉄骨含む)が設置されています。このブロック塀は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)					

案 内 図



交 通 機 関 京浜急行本線「鶴見市場」駅 徒歩10分

現 況 図



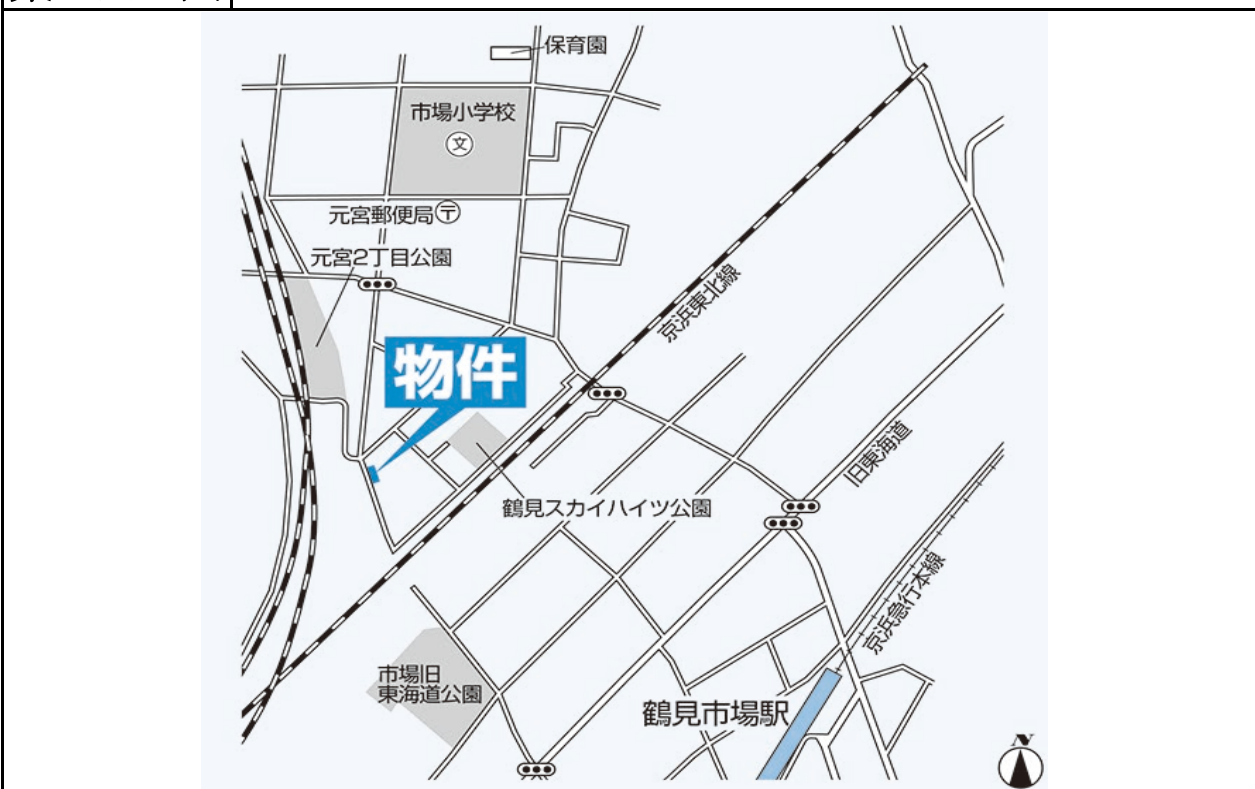
境界凡例	
⊙	市コンクリート杭
⊙	市 鋳 物 杭
●	市 鋳 釘
⊕	民コンクリート杭
⊕	民 プ レ ー ト
●	計 算 点

現 況 凡 例	
△	基 準 点
● 40.00	標 高
○ F	消 火 栓
○ M	合 流 マンホール
○ EP	電 力 柱
a	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
g	土 砂 利
レンガブロック	レンガブロック
樹立	樹 立
低木	低 木
芝地	芝 地
L型側溝及び集水溝	L型側溝及び集水溝
U型側溝及び集水溝	U型側溝及び集水溝
万年溝	万年 溝
コンクリート擁壁(溝壁)	コンクリート擁壁(溝壁)
ブロック塀・ブロック擁壁	ブロック塀・ブロック擁壁
フェンス	フェ ン ス
点字ブロック	点 字 ブ ロ ッ ク
法面	法 面
グリーンベルト	グ リ ー ン ベ ル ト

物件調書

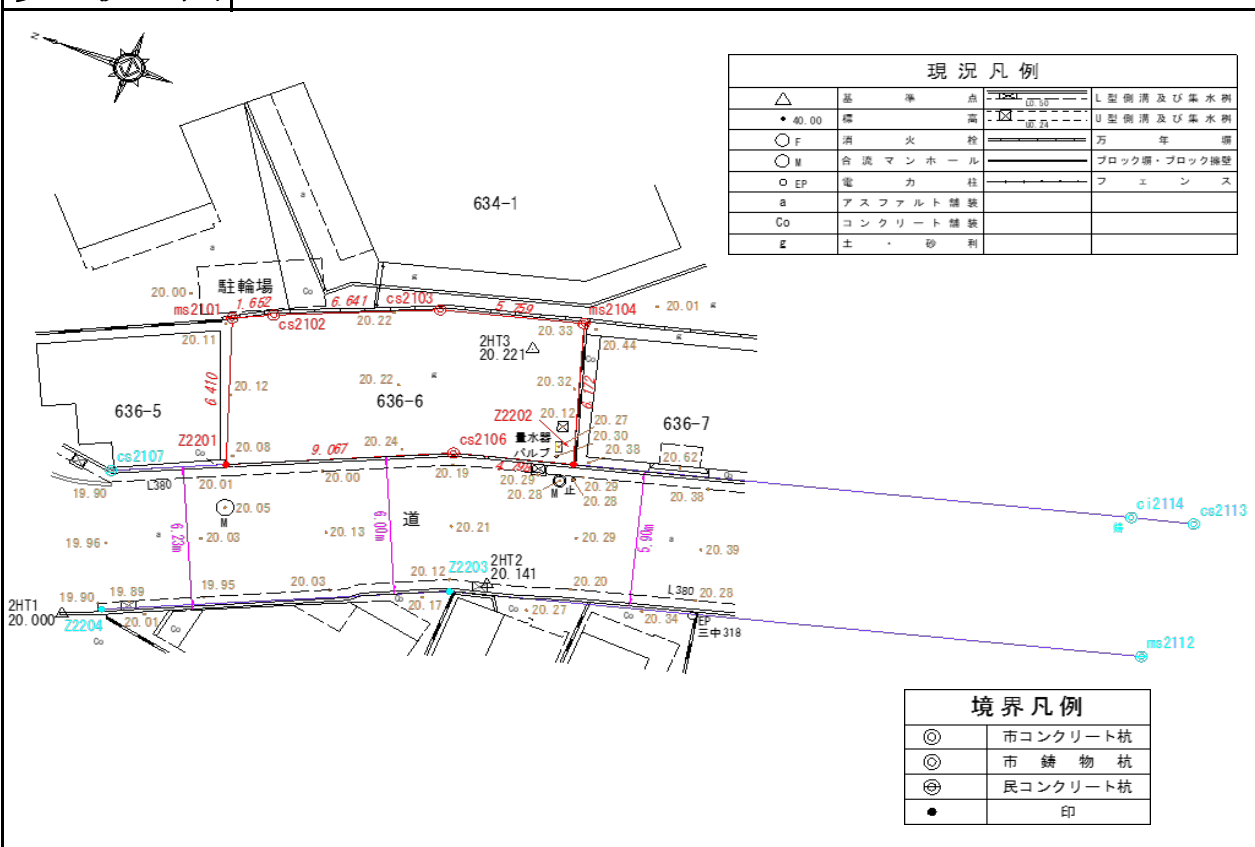
物件番号 2875				最低売却価格		2,720万円		
所在地		横浜市鶴見区元宮一丁目636番6						
住居表示		-						
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積		
		636番6		宅地	87.54㎡	-		
						-		
						-		
		合計(1筆)		※1	87.54㎡	-		
道路と敷地の関係		南西側で幅員約6.0mの舗装市道(建築基準法第42条第1項道路)に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用途地域	準工業地域	
		建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区	第5種高度地区	
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等	準防火地域	
		日影規制(高さが10mを超える建築物) 4m/5h/3h						
	その他の制限	宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域)						
		大規模土地取引の事前届出地域…工業集積地域(5,000㎡以上の土地取引契約6ヶ月前までの届出対象地域)						
		駐車場条例の附置義務区域…周辺地区						
	私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	-		
	供給処理 施設の状況		施設の種類		状況		事業所等	
電気			可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
上水道			有	前面道路200mm管、宅内25mm管引込済		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
下水道			可	前面道路下水管敷設有り(合流450mm)、敷地内樹無し		横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669		
都市ガス			可	前面道路配管(低圧50mm)、引込無し		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等		鶴見区役所		横浜市立市場小学校		横浜市立市場中学校		
		物件の南方 約1.3km		物件の北東方 約0.3km		物件の南東方 約0.5km		
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ・本物件は南西側で幅員約6.0mの舗装市道に接道する、ほぼ長方形の一方路地(中間画地)です。 ・南西側道路とは概ね等高に接しており、敷地内はほぼ平坦です。 ・掘削の結果深さ70cmに地中埋設物(コンクリート埋設物:廃道排水路の遺構)が確認されましたが、これらについて最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)は契約不適合責任を負いません。市ホームページに試掘調査結果を掲載していますのでご確認ください。 ・本物件の東側にJR東海道本線・京浜東北線及び西側にJR横須賀線の線路が存しており、風向きや気象条件によっては騒音、振動、粉塵等の飛来等の影響がある場合があります。 ・本物件北西側境界付近にコンクリートブロック(隣地所有者設置)があり、一部が越境している可能性があります。これについて横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内にある木杭とネットは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
		本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)				

案 内 図



交 通 機 関 京浜急行本線「鶴見市場」駅 徒歩10分

現 況 図



物件調書

物件番号 2876

最低売却価格

233万円

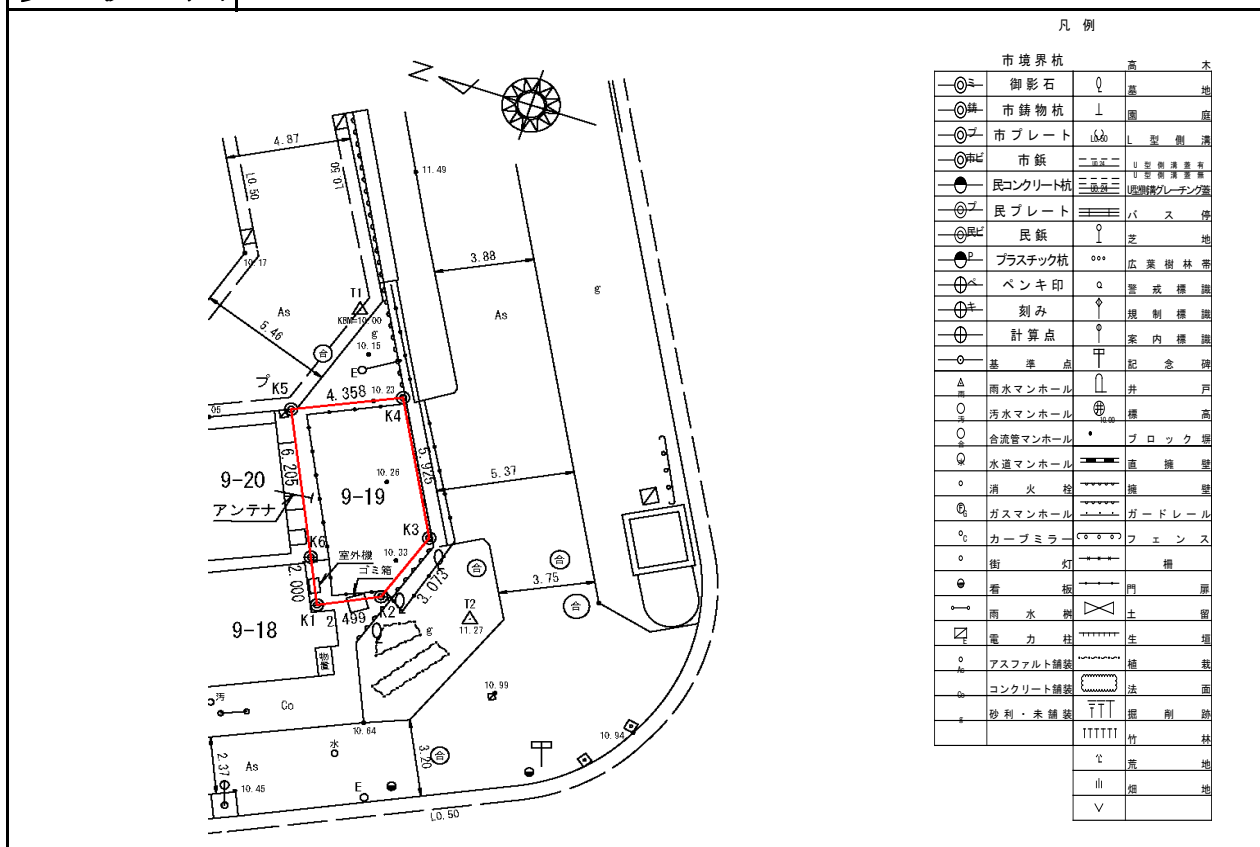
所在地	横浜市鶴見区浜町2丁目9番19			
住居表示	—			
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積
	9番19	宅地	34.63㎡	—
	合計（1筆）		※1 34.63㎡	—
道路と敷地の関係	南側で幅員約40.0mの舗装県道 ※2			
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域区分	市街化区域	用途地域 準工業地域
		建ぺい率	60%	容積率 200%
		外壁後退距離	—	高度地区 第5種高度地区
	その他の制限	日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/5時間/3時間）		
		宅地造成等工事規制区域（全市域）		
		駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）		
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—
	景観計画（全市域）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）			
供給処理施設の状況	施設の種類の種類		状況	事業所等
	電気	可	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	可	南側前面道路配管300mm 東側前面道路配管50mm	横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085
	下水道	可※3	南側前面道路配管（合流300mm） 東側前面道路配管（合流250mm）	横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669
	都市ガス	可	東側前面道路配管（低圧50mm）	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211
公共施設等	鶴見区役所		横浜市立入船小学校	横浜市立寛政中学校
	物件の北西方 約1.4km		物件の北西方 約0.2km	物件の東方 約0.5km
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の東側隣接地は道路区域に含まれていますが、大部分が未舗装地のため、道路として利用することの可否及びその条件等の詳細については、横浜市鶴見区鶴見土木事務所にお問い合わせください。 ※3 南側前面道路の配管は本物件の南西方にあります。 ・本物件は周辺一帯の土地区画整理事業の認可（施行主体：行政庁、認可年月日：昭和22年6月5日、換地処分公告年月日：昭和37年9月17日）を得て整備された画地です。 ・本物件は南側で幅員約40.0mの舗装県道、東側で幅員約4.5mの舗装市道に接道するほぼ台形の角地です。なお、南側道路は東側道路区域（東側の道路形態部分と未舗装地部分）よりも約1.8m高くなっています。 ・本物件の南側隣接地（道路）の下部に高さ約1.5～1.8mの擁壁が設置されており、本物件は南側道路路面よりも約1.5～1.8m低くなっています。なお、本物件の敷地内は概ね平坦です。 ・本物件北側隣接地の屋根に設置されているアンテナが本物件の敷地上空で越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の周辺は京浜工業地帯であり、付近には倉庫、工場、事業所、配送センター等があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の南側は高速神奈川1号横羽線及び東京大師横浜線であるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の北西方約160m付近に「市立入船小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南方約60m付近に「入船公園」、北方約110m付近に「日東浜公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東方約50m付近に「鶴見消防署入船消防出張所」があるため、消防活動等の際には緊急車両のサイレン等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地周辺に鉄パイプやロープ等による囲いがされています。この囲いは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。また、撤去・移転等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。			
本物件の売出人（連絡先）		横浜市（総務局 管財課 045-671-2264）		

案 内 図



交 通 機 関 J R 鶴 見 線 「 浅 野 」 駅 徒 歩 5 分

現 況 図



物件調書

物件番号 2877

最低売却価格

446万円

所 在 地		横浜市西区境之谷9 7 番 1 5				
住 居 表 示		－				
内 訳 、 面 積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積
		9 7 番 1 5		宅 地	7 0 . 7 0 m ²	－
						－
		合計（1筆）		※1	7 0 . 7 0 m ²	－
道路と敷地の関係		南西側で幅員約2.4mの舗装市道（建築基準法第42条第2項道路）に接道				
法 令 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画 法 建 築 基 準 法	都 市 計 画 区 域 区 分		市街化区域	用 途 地 域	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
		建 ぺ い 率		6 0 %	容 積 率	1 5 0 %
		外壁後退距離		－	敷地面積最低限度	－
	その他の制限	防火・準防火地域等				
		日影規制(高さが1 0 mを超える建築物/4 . 0 m/3 時間/2 時間)				
		緑化地域(都市緑地法)				
		不燃化推進地域(不燃化推進条例)、駐車場条例の附置義務区域(周辺地区)				
		宅地造成等工事規制区域（全市域）、景観計画（全市域）				
周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)※ 2						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		有	負担等の内容	セットバック（道路後退）有 ※ 3
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施設の種類の		状 況			事 業 所 等
	電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	可	南西側前面道路配管200mm、敷地内引込管無し			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
	下水道	可	南西側前面道路配管(合流250mm)、敷地内桝無し			横浜市西区西土木事務所 045-242-1313
	都市ガス	可	南西側前面道路配管（低圧80mm）、敷地内引込管無し			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211
公 共 施 設 等	西区役所		横浜市立稲荷台小学校			横浜市立岩井原中学校
	物件の北東方 約1 . 2 km		物件の北方 約0 . 6 km			物件の北西方 約0 . 9 km
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(県管理番号14)内に一部該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要になります。 ※3 本物件の南西側道路は、建築基準法第42条2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックが必要です。 ・本物件敷地内西側に東京電力・NTTの電柱及び支柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。また、本物件敷地内西側に横浜市所有の防犯灯が設置されています。移設等については、横浜市西区役所地域振興課(045-320-8393)へお問い合わせください。 ・本物件は南西側で幅員約2.4mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地(中間画地)です。 ・本物件は北西側隣接地より約0.8～2.1m低く、北東側隣接地より約0.3～0.4m高くなっています。また、東側隣接地及び南側隣接地より約1.5～2m高くなっています。いずれも間に擁壁が設置されています。 ・南西側道路とは概ね等高に接していますが、敷地内は南西側から北東に向かって緩やかな下り傾斜になっています。 ・地域住民及び横浜市資料によると、本物件は横浜大空襲で焼失した稲荷社を再建し(年度不明)、以降は平成7年の祠撤去まで稲荷社の敷地として利用されていました。その後は地域の子供の遊び場や防災倉庫の敷地などとして令和6年2月まで町内会に貸付が行われていました。 ・北側隣接地の構造物(コンクリートタタキ)の一部、土間コンクリート東側隣接地の土間コンクリート、ブロック塀及びカーポート柱の一部並びに南側隣接地の建物に付随する金具及び雨樋が本物件上に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件のブロック擁壁が北東側隣接地に、ブロック擁壁及びフェンスが北西側隣接地に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件の擁壁の一部が南側隣接市所有地(97番16)に越境しています。擁壁を再構築又は撤去する際は、隣接地内にある擁壁の越境部分を撤去する必要があります(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・南側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。この敷地は横浜市所有の貸付地のため樹木の剪定等にあたっては借受人と協議をお願いいたします。 ・北東側隣地の擁壁の水抜き穴から本物件に水が流れることがあります。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件敷地内東側地表面に、コンクリート様の工作物(貯水槽、稲荷社の底板等)が確認されています。これらについては最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)は契約不適合責任を負いません。市ホームページに「試掘調査時の写真」を掲載していますので御確認ください。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されていますが、このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件は不燃化推進地域に該当し、建物を建てる際は原則として全ての建物を「準耐火建築物」以上とすることが義務付けられています。 ・本物件の西方約100m付近に久保山墓地があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地に十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)			

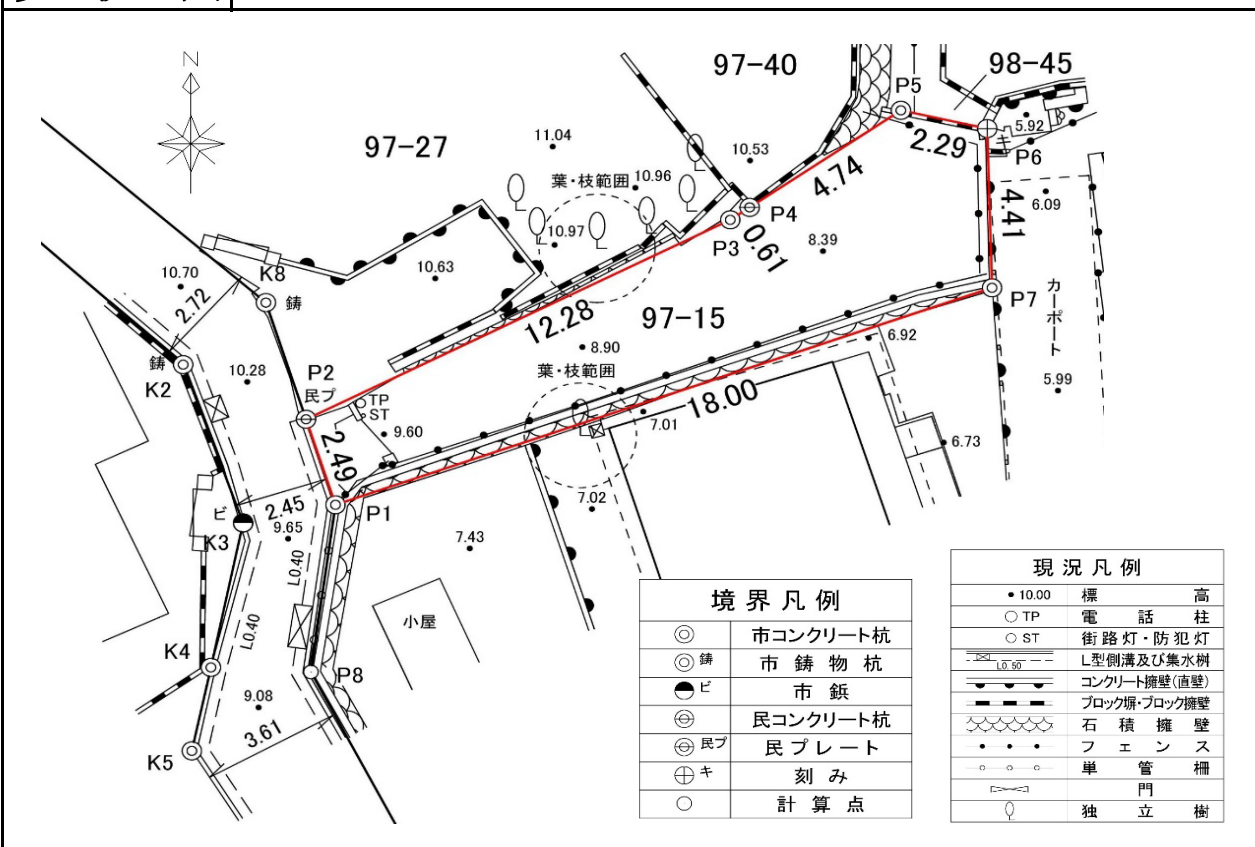
案 内 図



交 通 機 関

京浜急行本線「南太田」駅 徒歩13分

現 況 図



物 件 調 書

物件番号 2878

最低売却価格

3,337万円

所在地		横浜市南区大岡四丁目 1 2 4 6 番 2 外 6 筆					
住居表示		-					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
		1 2 4 6 番 2		宅地	1 8 9 . 7 5 m ²	-	
		1 2 4 6 番 3		宅地	1 8 8 . 3 4 m ²	-	
		1 2 4 6 番 4		宅地	1 8 7 . 5 8 m ²	-	
		1 2 4 6 番 5		宅地	1 8 1 . 2 3 m ²	-	
		1 2 4 6 番 6		宅地	1 8 2 . 9 3 m ²	-	
		1 2 4 6 番 7		宅地	2 0 3 . 0 4 m ²	-	
		1 2 4 6 番 8		宅地	2 1 7 . 0 6 m ²	-	
		合計（7筆）		※1	1, 3 4 9 . 9 3 m ²	-	
道路と敷地の関係		東側で幅員約6.5m～7.4mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）、北側で幅員約4.6mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分	市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率	1 0 0 %	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	1 0 0 m ²	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制 1.5m/3h/2h(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物)					
	その他の制限						
		宅地造成工事規制区域(旧宅地造成規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域)					
		密集市街地における地震火災対策計画（対策地域） 緑化地域(緑化率：10%)／建築敷地面積500m ² 以上が対象					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	有	負担等の内容	開発指導要綱により、転回広場を設ける必要がある。※2		
供給処理施設の状況	施設の種類の		状 況			事業所等	
	電気	可	敷地北東側半分は地上配線有り、南東側半分は不明。			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	前面道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	下水管敷設有り（東側道路合流300mm、北側道路合流250mm）、敷地内併有り			横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
	都市ガス	有	東側道路配管（低圧50mm）、宅内25mm管引込済			東京ガス株式会社お客様センター 0570-002211	
公共施設等	南区役所			横浜市立藤の木小学校		横浜市立藤の木中学校	
	物件の北東方 約3.4km			物件の北西方 約0.3km		物件の北東方 約0.2km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件に関する開発行為の規制、詳細については、建築局宅地審査部宅地審査課(045-671-4517)にお問い合わせ下さい。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第58開504号、許可年月日:昭和58年9月12日、検査済証交付年月日:昭和59年12月6日、完了公告年月日:昭和61年5月24日第234号)及び宅造許可(許可番号:第58規514号、許可年月日:昭和58年9月12日、検査済証交付年月日:昭和59年12月6日、完了公告年月日:昭和61年5月24日第234号)を得て、開発・造成された画地です。 ・本物件は東側で幅員約6.5m～7.4mの舗装市道、北側で幅員約4.6mの舗装市道に接道する、台形の準角地です。 ・本物件は 東側道路より約6m(擁壁約5m+法地約1m)高く、西側隣接地より約5.5～8.5m(擁壁4m+法地1.5～4.5m)低くなっており、北側道路(階段状通路)より約0～5m高い部分と低い部分があります。 ・上記高低差部分には擁壁が設置されています。 ・対象地内は上記高低差を除き概ね平坦です。東側道路からの出入りは高低差が有る階段状通路を経由し、北側は階段状の通路となります。 ・本物件には北側・東側・南側境界付近に管理用フェンスが設置されています。本物件の現地確認を希望される場合は、北側フェンスの出入口の鍵を総務局管財課にて貸し出します。 ・本物件敷地内及び前面道路上に単管バリケードが設置されています(物件引渡後に撤去予定です)。 ・東側部分のフェンスの一部に破損が見られました。東側の階段状通路部分にタイヤ等の残置物が有りです。 ・本物件の擁壁(付帯する水抜き穴等を含む)は、経年劣化により破損及び亀裂等が見られますが、これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・東側境界部分階段状通路部分に合流管接続柵が設置されています。 ・本物件敷地内の西側にU字溝が設置されています。 ・本物件南西側隣接地に地下式遊水地が設置されています。 ・試掘調査結果によると、対象地内に一部コンクリート片(ガラ)の埋設物が5箇所確認されています。横浜市(売主)は契約不適合責任を負いません。 ・本物件の北東約160mに「市立藤の木中学校」、北西約320mに「市立藤の木小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北西約60mに「大岡官舎児童公園」、南西に「大岡四丁目第二公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南西方約250m付近に上大岡墓地があります。 ・本物件南側隣接地(共同住宅)より樹木の越境が認められます。この件について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・道路及び隣接地高低差部分には擁壁が設置されています。 ・本物件東側境界付近に電柱があり、境界付近上空を架線が通過しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・電線が1246番8敷地北側を空中越境していますが、移設・撤去について横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の南西側管理フェンスが隣接地へ越境しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。隣接地権者との協議等については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご承知ください。						
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)				

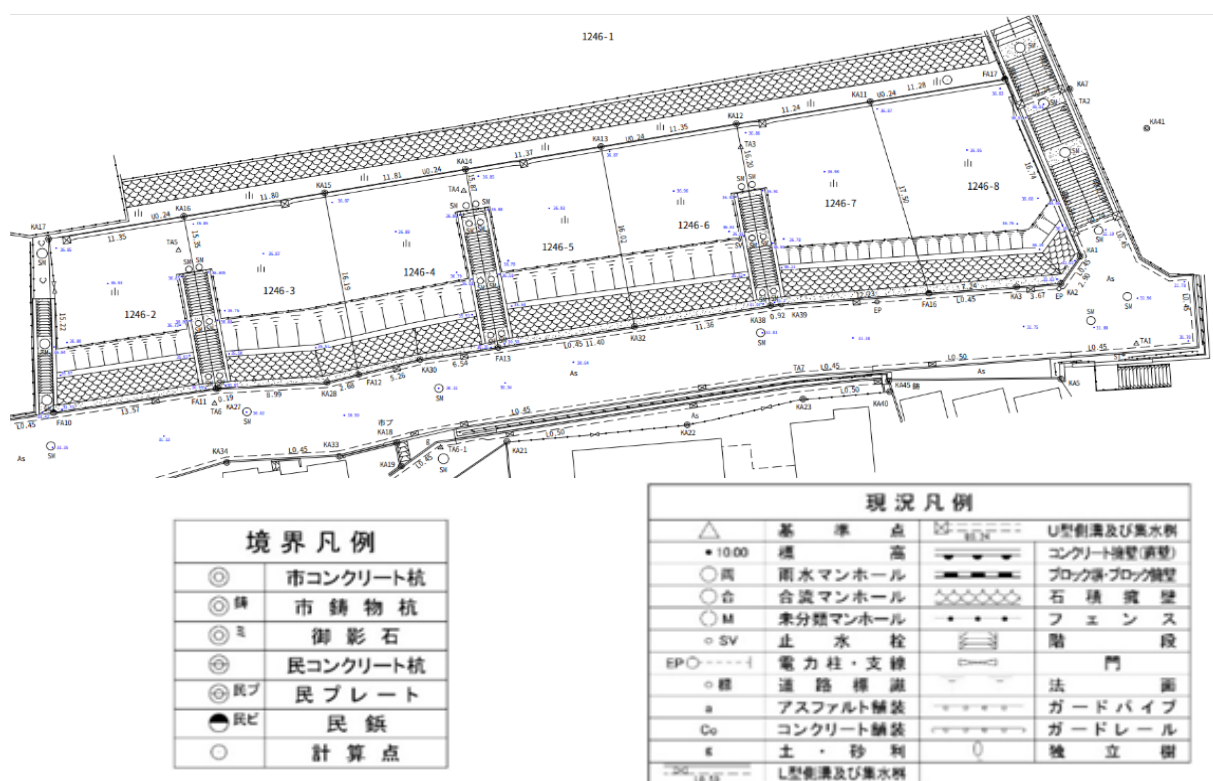
案 内 図



交 通 機 関

・横浜市営地下鉄ブルーライン・京浜急行本線「上大岡」駅 徒歩15分

現 況 図



物件調書

物件番号 2879

最低売却価格

8,853万円

所在地	横浜市南区八幡町11番2、平楽133番14外1筆				
住居表示	—				
内 訳、面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	地積測量図面積	
	八幡町11番2	宅 地	1,378.89㎡	1,378.89㎡	
	平楽133番14	山 林	103㎡	103.77㎡	
	〃 135番2	山 林	147㎡	147.60㎡	
	合計（3筆）		※1	1,628.89㎡	1,630.26㎡
道路と敷地の関係	南側で幅員約4.5mの舗装市道等、西側で幅員約4.0mの舗装市道（共に建築基準法第42条第1項第2号道路）に接道※2、3				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域区分	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建 べ い 率	60%	容 積 率	100%
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡
		防火・準防火地域等			
		準防火地域			
	その他の制限	日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）			
		用途地域は第1種低層住居専用地域（60%、100%、第1種高度地区）と第1種住居地域（60%、200%、第4種高度地区）にまたがっていますが、過半が第1種低層住居専用地域にあるため建築制限は当地域の用途制限が適用となります。建ぺい率・容積率は加重平均されます。			
		宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）			
		土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）※4、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）※4			
		不燃化推進地域（不燃化推進条例）※5			
		景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無※2	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	施設の種類	状 況			事 業 所 等
	電 気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	有	西側前面道路配管100mm・敷地内引込25mm、一部40mm (S58.6)		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085
	下水道	有※6	南側前面道路配管（合流250mm）敷地内に下水マス設置済（合流）		横浜市南区南土木事務所 045-341-1106
	都市ガス	可	南側前面道路配管（低圧50mm）西側前面道路配管（低圧50mm）		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211
公共施設等	南区役所		横浜市立中村小学校	横浜市立石川小学校	横浜市立平楽中学校
	物件の北西方 約0.4km		物件の西方 約0.5km	物件の北東方 約0.4km	物件の南東方 約0.2km
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（フェンス等）、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 本物件の接道する現況道路部分の一部に市有地（八幡町11番21及び平楽135番3）が介在しますが、当該市有地部分も建築基準法第42条第1項第2号道路（以下、「基準法道路」という）の範囲となります。なお、詳細につきましては、横浜市建築局建築指導課（045-671-4531）にお問い合わせください。 ※3 本物件の道路向かいの土地の一部の地盤面は、道路面よりも約3～4m低く、道路向かいの土地と現況道路に含まれる市道（以下、「市道等」という）の境界は道路法面下にあります。本物件の道路向かいの土地と市道等の境界から本物件までの幅員は約4～7mとなっています。なお、市道の位置及び範囲等につきましては、横浜市道路・交通政策局道路調査課（045-671-2774）にお問い合わせください。 ※4 本物件の一部（八幡町11番2の北側部分）は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、告示番号：神奈川県告示第156号、告示年月日：令和7年3月21日、箇所番号：105-H19-065、箇所名：八幡町11）に位置しています。 （次ページに続く）				
本物件の売出人（連絡先）		横浜市（総務局 管財課 045-671-2264）			

留意事項	※5 不燃化推進地域(防火地域を除く。)内で建築物の建築等を行う際、原則として、全ての建築物を準耐火建築物などとするのが義務付けられています。 ※6 本物件の敷地内に下水道図面に記載されていない下水マスの存在を複数確認していますが、利用可能か否かについては確認できておりません。 ・本物件は南側で幅員約4.5mの舗装市道等、西側で幅員約4.0mの舗装市道等に接面する不整形の準角地です。 ・本物件は、西側道路より約0～4.0m高くなっています。また、東側隣接地より約20m、南側隣接地より約1.7m低く、北側隣接地より約4.3m高くなっています。 ・本物件の敷地内は概ね平坦ですが、八幡町11番2の中央西側部分に西向き傾斜部分があり、東側は西側よりも約1.7m高く、また、北側は北向きの傾斜地になっています。なお、当該西向き傾斜部分には階段が設置されているほか、階段以外の部分はコンクリート舗装されています。 ・本物件の東側隣接地(平楽133番43)内に高さ約20mの擁壁が設置され、敷地内の西側道路沿いから北側隣接地沿いの一部に高さ約0～3.0mの擁壁とその擁壁上部に高さ約0.6～1.0mの万年塀が築造されています。 ・本物件の敷地内の北側隣接地沿いの一部に高さ約3.3mの擁壁のほか、鋼板で土留めされた上部に高さ約1.0mの万年塀が設置されている部分があります。 ・なお、本物件の擁壁や万年塀(付帯する水抜き穴等を含む)は、経年劣化により破損及び亀裂等が見られますが、これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市(売主)は対応いたしません。なお、本物件の擁壁については築造の申請が確認できておりません。 ・本物件の地中には従前に児童養護施設仮園舎を建築した時の鋼管杭が残置されています。その他過去に土地利用した際に残地された地下埋設物等が確認されていますが、これらについて横浜市(売主)は契約不適合責任を負いません。地下埋設物に関する資料を市ホームページに掲載していますので御確認ください。 ・本物件北側に所有者不明の擁壁の一部が越境し築造されています。隣接地権者との協議等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・南側隣接地の擁壁の一部及び北西側隣接地の屋根、雨樋が物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「覚書」がありますので、その地位の承継をしていただきます(売買契約に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内のうち八幡町11番2の北側には樹木が繁茂しているほか、切り株があります。 ・本物件の敷地内の一部はアスファルトやコンクリートで舗装されており、敷地内の一部に防草シートが設置されています。 ・本物件の西側道路沿いの電柱から本物件の南東方の電柱及び近隣住宅に延びる電線、また、隣接する保育園に延びる電線がそれぞれ敷地内上空部分で越境しています。移設・撤去等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北側隣接地の樹木の枝葉の一部のほか、本物件に隣接する保育園の樹木の枝葉の一部や雑草等が本物件に越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の西側道路沿いにごみ収集所があり、本物件の南側道路向かいに消火箱があります。移設・撤去等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の隣接地は保育園であるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声や園内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東方約170m付近に「市立平楽中学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南方約100m付近に「八幡公園」、東方約140m付近に「唐沢公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内の管理フェンスによる囲いや鋼板による土留め等は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。
本物件の売出人(連絡先)	横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)

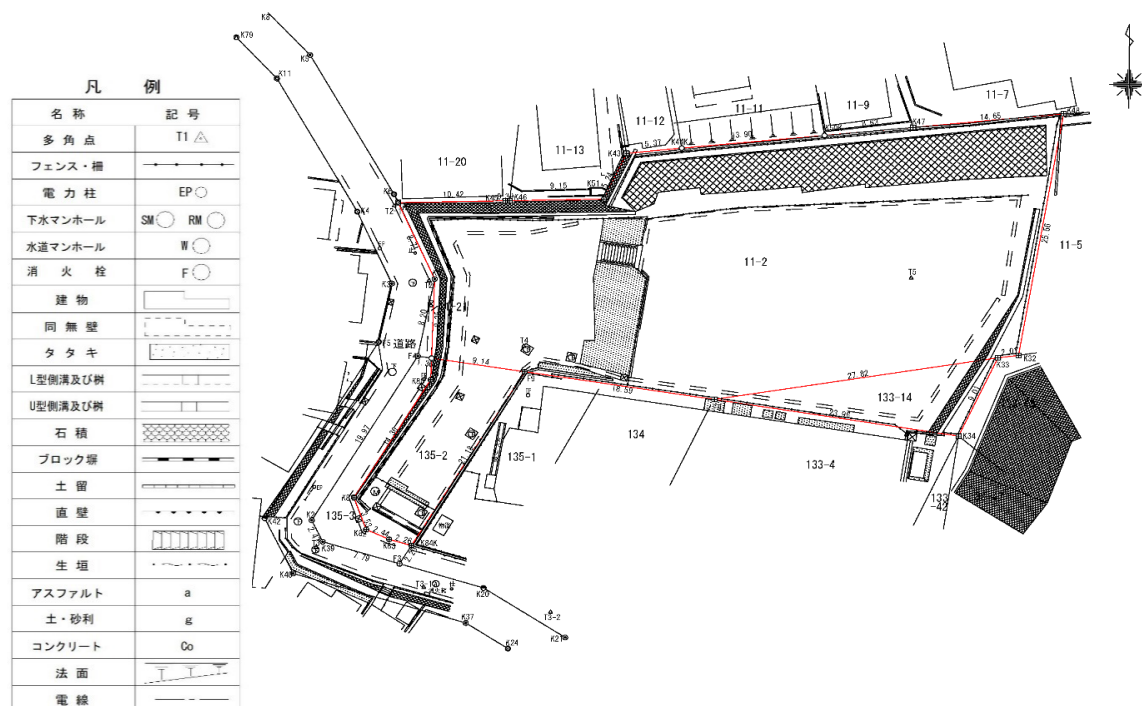
案内図



交通機関

横浜市営地下鉄ブルーライン「阪東橋」駅 徒歩13分

現況図



ヨコハマの土地売ります！

物件調書

物件番号 2880

最低売却価格

3,835万円

所在地		横浜市南区別所二丁目2 6 1 番1、別所三丁目4 0 6 番8						
住居表示		-						
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積		
		別所二丁目2 6 1 番1		宅地	1 2 3 . 9 2 m ²	-		
		別所三丁目4 0 6 番8		宅地	9 7 . 4 3 m ²	-		
		合計（2筆）		※1	2 2 1 . 3 5 m ²	-		
道路と敷地の関係		北西側で幅員約6.7mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率		6 0 %	容積率	1 5 0 %	高度地区	第3種高度地区
		外壁後退距離		-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制（高さが10mを超える建築物）4m/3h/2h						
	その他の制限							
		宅地造成工事規制区域(旧宅地造成規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)						
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域) 密集市街地における地震火災対策計画（対策地域）						
		緑化地域（緑化率：10%）／建築敷地面積500㎡以上が対象						
	駐車場条例の附置義務区域…周辺地区							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状況			事業所等		
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	有	前面道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	有	前面道路下水管敷設有り（合流2,000mm）、敷地内柵有り			横浜市南区南土木事務所 045-341-1106		
	都市ガス	可	前面道路配管（低圧150mm）、引込無し			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等	南区役所			横浜市立桜岡小学校		横浜市立南が丘中学校		
	物件の北東方 約3.9km			物件の南東方 約0.3km		物件の南西方 約0.2km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。							
	※1 本物件は公簿面積により売却します。							
	・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号:第60開502号、許可年月日:昭和60年6月28日、検査済証交付年月日:昭和61年8月6日、完了公告年月日:昭和62年9月25日第455号）及び宅造許可（許可番号:第60規507号、許可年月日:昭和60年6月28日）を得て開発・造成された画地です。							
	・本物件は北西側で幅員約6.7mの舗装市道に接道する、台形の一方路地(中間画地)です。							
	・本物件は 南東側隣接地より約3～4m低く、北西側道路より約4～5m高くなっています。							
	・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。							
	・北西側擁壁部分にはシャッター付車庫が設置されていますが、シャッターの開閉不可のため内部の詳細は不明です。							
	・本物件の敷地は上記高低差を除き概ね平坦です。							
	・本物件には北西側・北東側境界付近に管理用フェンスが設置されています。							
	・本物件の北東側に階段が設置されています。							
	・本物件の南西約150m付近に「市立南が丘中学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。							
	・本物件の南約80m付近に「餅井坂公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。							
	・道路及び隣地高低差部分には擁壁、フェンスが設置されています。							
・本物件の北東側通路付近にコンクリートブロック等の残置物があります。当該残置物の処理については、横浜市(売主)は対応いたしません。								
・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。								
・本物件の北東側管理フェンスが隣接地へ越境しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。隣接地権者との協議等については、横浜市(売主)は対応いたしません。								
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。								
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)						

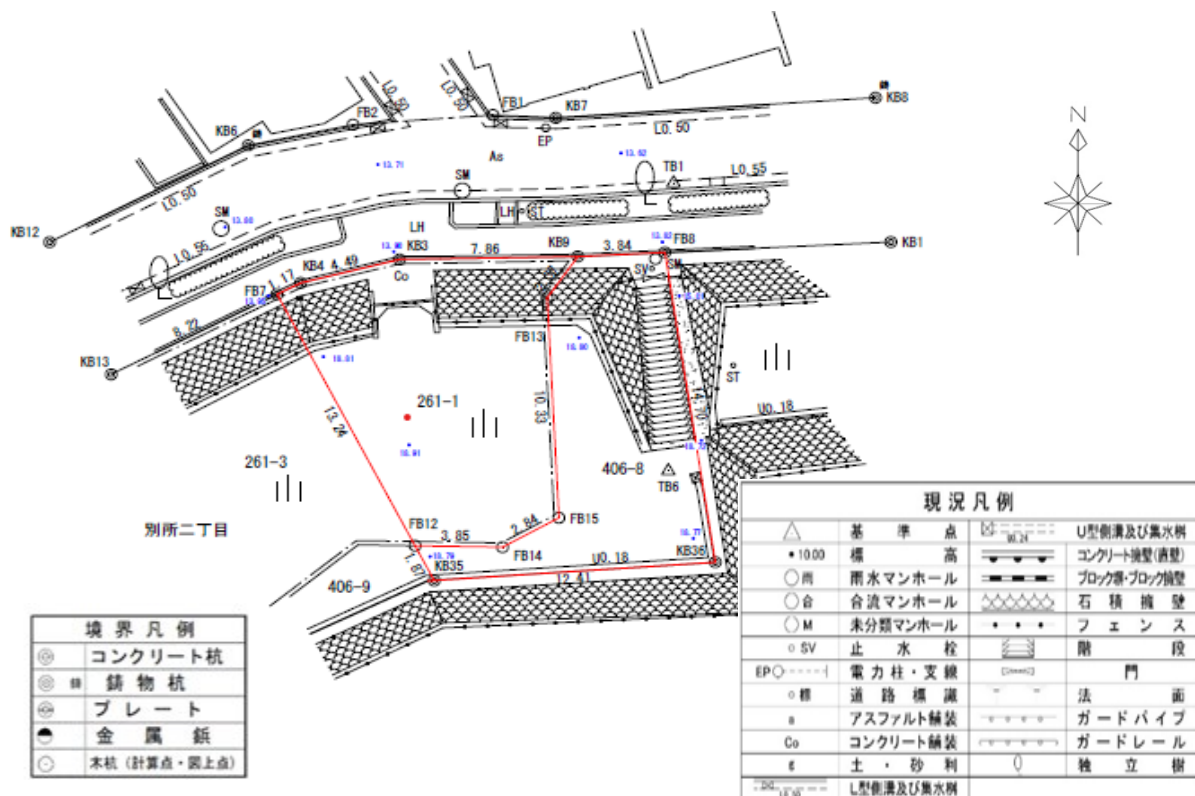
案 内 図



交 通 機 関

・横浜市営地下鉄ブルーライン・京浜急行本線「上大岡」駅 徒歩13分

現 況 図



物件調書

物件番号 2881				最低売却価格		3,743万円	
所在地		横浜市南区別所二丁目261番3、別所三丁目406番9					
住居表示		-					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
		別所二丁目261番3		宅地	185.67㎡	-	
		別所三丁目406番9		宅地	29.92㎡	-	
		合計(2筆)		※1	215.59㎡	-	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約6.8mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率	150%	高度地区	第3種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(高さが10mを超える建築物) 4m/3h/2h					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域) 密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)					
		緑化地域(緑化率:10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象					
		駐車場条例の附置義務区域・周辺地区					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況		施設の種類の		状況		事業所等	
		電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道	有	前面道路50mm管、宅内25mm管引込済		横浜水道局給水工事受付センター045-489-3085	
		下水道	有	前面道路下水管敷設有り(合流2,000mm)、敷地内柵有り		横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
		都市ガス	可	前面道路配管(低圧150mm)、引込無し		東京ガス勝お客センター 0570-002211	
公共施設等		南区役所		横浜市立桜岡小学校		横浜市立南が丘中学校	
		物件の北東方 約3.9km		物件の南東方 約0.3km		物件の南西方 約0.1km	
本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売主の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第60開502号、許可年月日:昭和60年6月28日、検査済証交付年月日:昭和61年8月6日、完了公告年月日:昭和62年9月25日第455号)及び宅造許可(許可番号:第60規507号、許可年月日:昭和60年6月28日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は北西側で幅員約6.8mの舗装市道に接道する、長方形の一方路地(中間画地)です。 ・本物件は北西側道路より約4～5m高く、南側隣接地より約3～4m低くなっています。 ・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。 ・北西側擁壁部分にはシャッター付車庫が設置されていますが、シャッターの開閉不可のため内部の詳細は不明です。 ・本物件の敷地は上記高低差を除き概ね平坦です。 ・本物件には北東側・北西側境界付近に管理用フェンスが設置されています。 ・本物件の北西側に階段が設置されています。 ・階段状通路部分のコンクリートに経年劣化があります。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南西約150m付近に「市立南が丘中学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南約80m付近に「餅井坂公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・道路及び隣地高低差部分には擁壁、フェンスが設置されています。 ・本物件の北西側階段状通路部分に自転車を確認されました。隣接地権者との協議等については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件北西側道路付近に樹木があります。 ・南西側及び南東側境界付近にU字溝及び集水柵が設置されています。 ・南西側隣接地より本物件に鉢植え等の越境物があります。移設・撤去等については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 (次ページに続く)							
本物件の売出人(連絡先)				横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)			

留
意
事
項

・本物件の北西側階段状通路部分の下、北西側前面道路に面する箇所に、本物件敷地と南西側隣接地にまたがる形で一体の門扉が設置されていますが、両敷地にそれぞれ門扉を設置するとともに、北西側階段状通路部分の南西側隣接地との境界線付近の本物件敷地側に手すりを設置する予定です。なお、当該門扉及び手すりは金属製の汎用品を予定しており、本物件の引渡し前までに施工する予定です（工事の進捗状況により引渡し時点において未施工となる場合があります。）。したがって、入札に当たっては、当該部分の現況が変更される可能性があることにご留意ください。売却後に当該手すりを撤去・移転等する場合は隣接地権者と協議をお願いします。門扉及び手すりの撤去・移転等について横浜市（売主）は対応いたしません。

・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。

本物件の売出人（連絡先）

横浜市（総務局 管財課 045－671－2264）

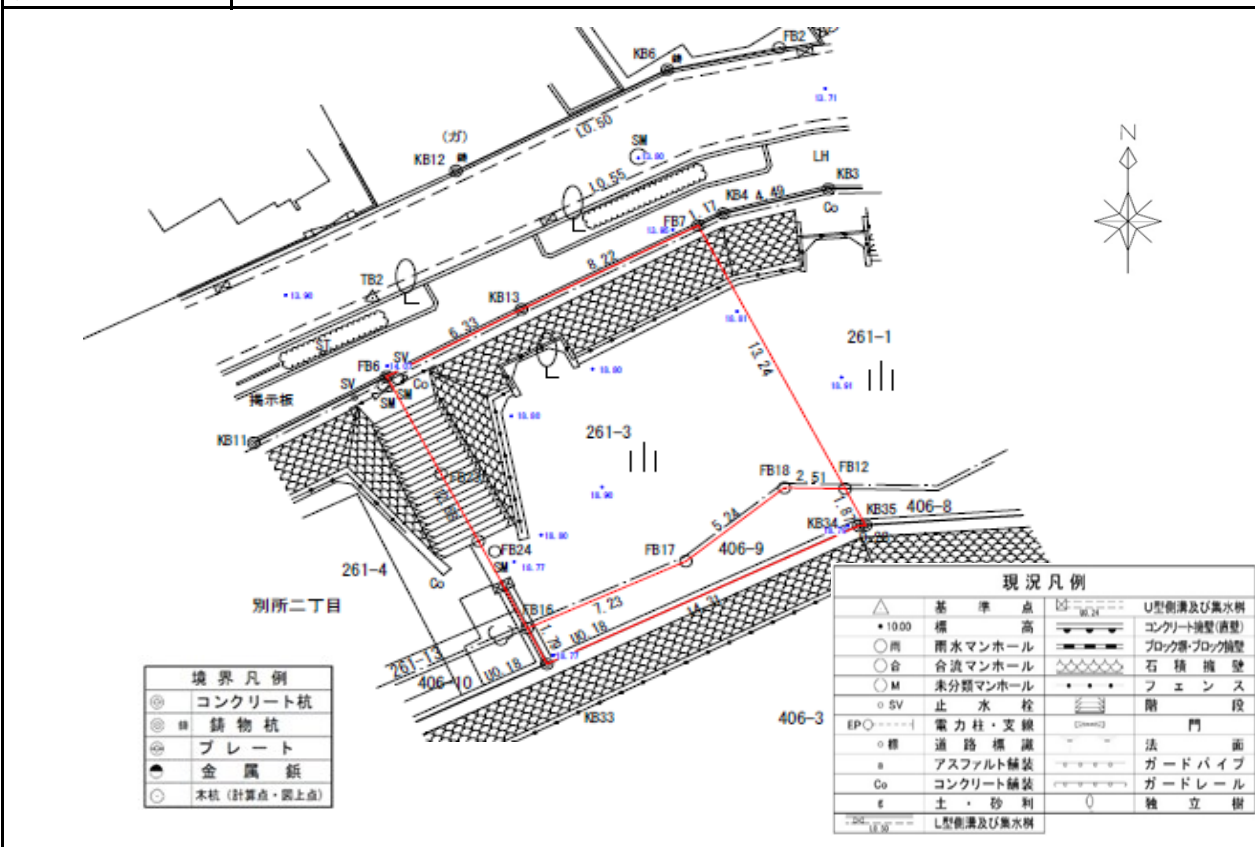
案 内 図



交 通 機 関

・横浜市営地下鉄ブルーライン・京浜急行本線「上大岡」駅 徒歩13分

現 況 図



ヨコハマの土地売ります！

物件調書

物件番号 2882

最低売却価格

2,839万円

所在地		横浜市南区別所二丁目261番6、別所三丁目406番12					
住居表示		-					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
		別所二丁目261番6		宅地	87.97㎡	-	
		別所三丁目406番12		宅地	83.24㎡	-	
		合計(2筆)		※1	171.21㎡	-	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約6.9mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用途地域	第1種中高層住居専用地域
		建ぺい率	60%	容積率	150%	高度地区	第3種高度地区
		外壁後退距離	-	敷地面積最低限度	-	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(高さが10mを超える建築物) 4m/3h/2h					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域) 密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)					
		緑化地域(緑化率:10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象					
		駐車場条例の附置義務区域…周辺地区					
	私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	-
供給処理 施設の状況	施設の種類		状況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	前面道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	前面道路下水管敷設有り(合流2,000mm)、敷地内柵有り			横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
	都市ガス	可	前面道路配管(低圧150mm)、引込無し			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	南区役所			横浜市立桜岡小学校		横浜市立南が丘中学校	
	物件の北東方 約3.9km			物件の南東方 約0.3km		物件の南西方 約0.1km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第60開502号、許可年月日:昭和60年6月28日、検査済証交付年月日:昭和61年8月6日、完了公告年月日:昭和62年9月25日第455号)及び宅造許可(許可番号:第60規507号、許可年月日:昭和60年6月28日)を得て開発・造成された画地です。						
	・本物件は北西側で幅員約6.9mの舗装市道に接道する、ほぼ台形の一方路地(中間画地)です。						
	・本物件は北西側道路及び南西側隣接地より約4～5m高く、南東側隣接地より約3～4m低くなっています。						
	・南西側擁壁下にU字溝及び集水柵が設置されています。						
	・北西側擁壁部分にはシャッター付車庫が設置されていますが、シャッターの開閉不可のため内部の詳細は不明です。						
	・本物件の敷地は上記高低差を除き概ね平坦です。						
	・本物件には南西側・北西側境界付近に管理用フェンスが設置されています。						
	・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。						
・本物件の北東側に階段が設置されています。							
・本物件の南西約60m付近に「市立南が丘中学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。							
・本物件の南約60m付近に「餅井坂公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。							
・道路及び隣地高低差部分には擁壁、フェンスが設置されています。							
・本物件北西側境界付近に電柱があり、境界付近上空を架線が通過しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。							
(次ページに続く)							
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)					

留
意
事
項

- ・本物件の北側階段状通路部分の下、北西側前面道路に面する箇所、本物件敷地と北東側隣接地にまたがる形で一体の門扉が設置されていますが、両敷地にそれぞれ門扉を設置する予定です。なお、当該門扉は金属製の汎用品を予定しており、本物件の引渡し前までに施工する予定です(工事の進捗状況により引渡し時点において未施工となる場合があります。)。したがって、入札に当たっては、当該部分の現況が変更される可能性があることにご留意ください。門扉の撤去・移転等について横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・本物件の北東側隣接地の車庫部分は、地域の防災倉庫として利用されています。火災発生時等には、器具の取り出しに伴う騒音等が発生する可能性があります。
- ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)

ヨコハマの土地売ります！

物 件 調 書

物件番号 2883			最低売却価格		3,287万円		
所 在 地		横浜市南区別所五丁目789番12 外2筆					
住 居 表 示		横浜市南区別所五丁目6番街区					
内 訳 、 面 積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
		789番12		宅 地	189.57㎡	—	
		789番13		宅 地	189.85㎡	—	
		789番14		宅 地	193.12㎡	—	
		合計（3筆）		※1	572.54㎡	—	
道路と敷地の関係		南東側で幅員約6.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道					
法 令 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画 法 建 築 基 準 法	都市計画区域区分		市街化区域	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
		建 ぺ い 率	50%	容 積 率	100%	高 度 地 区	第1種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)					
	その他の制限	建築物の高さの限度10m					
		宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		緑化地域(緑化率：10%)／建築敷地面積500㎡以上が対象、景観計画(全市域)※開発許可のみ					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—	
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施設の種類		状 況			事 業 所 等	
	電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	南東側前面道路配管150mm・敷地内引込25mm(3か所) 止水栓あり(3か所)			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	南東側前面道路配管(合流250mm) 敷地内桝あり(3か所)			横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
	都市ガス	有※3	南東側前面道路配管(低圧150mm)・敷地内引込25mm(3か所)			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等	南区役所		横浜市立別所小学校		横浜市立南が丘中学校		
	物件の北東方 約4.5km		物件の北西方 約0.3km		物件の南東方 約0.6km		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、告示番号:神奈川県告示第156号、告示年月日:令和7年3月21日、区域番号:105-H20-046、区域名:別所5丁目1 ※いずれも同区域)に位置しています。 なお、本物件敷地内北西側の一部が土砂災害特別警戒区域に該当しており建物構造等に制限が課される場合がありますので、詳細は神奈川県横浜川崎治水事務所(045-411-2500)へ御確認ください。 ※3 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第62開503号、許可年月日:昭和62年9月2日、検査済証交付年月日:平成1年12月27日、完了公告年月日:平成4年5月25日)及び宅造許可(許可番号:第62規511号、許可年月日:昭和62年9月2日、検査済証交付年月日:平成1年12月27日、完了公告年月日:平成4年5月25日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)となっています。 ・本物件は南東側で幅員約6.5mの舗装市道に接面する略台形地の一方路地(中間画地)です。 北東側隣接地より約0.9～2.4m高い 南東側道路より約2.4～3m高い(2か所階段の設置有り) 西側隣接地より約0～3.0m(南側)高い 北側隣接地より約4～5m低い ・敷地内は概ね平坦です。 ・隣接地、道路からの高低差及び敷地内高低差部分には擁壁が設置されています。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。なお、北側(境界標K14-K15-K16-K18-K17)隣接地との間にはフェンス等がないため、境界標K15、K16、K18付近に目印となる木杭を設置しています。境界は現地にて御確認ください。 ・北東側(境界標K7-K14)隣接地の地先ブロック、コンクリート擁壁が本物件上に位置しています。また、本物件のコンクリート擁壁とフェンスが北側(境界標K17付近)隣接地に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課(045-671-2264)にお問い合わせください。 ・北東側(K14付近)及び北西側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 ・本物件内の南東側沿いに樹木が複数本位置しており、一部の枝葉が道路に越境しています。 ・本物件内にU字溝の一部及びオイル缶等の残置物等があります。これらの残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。						
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)					

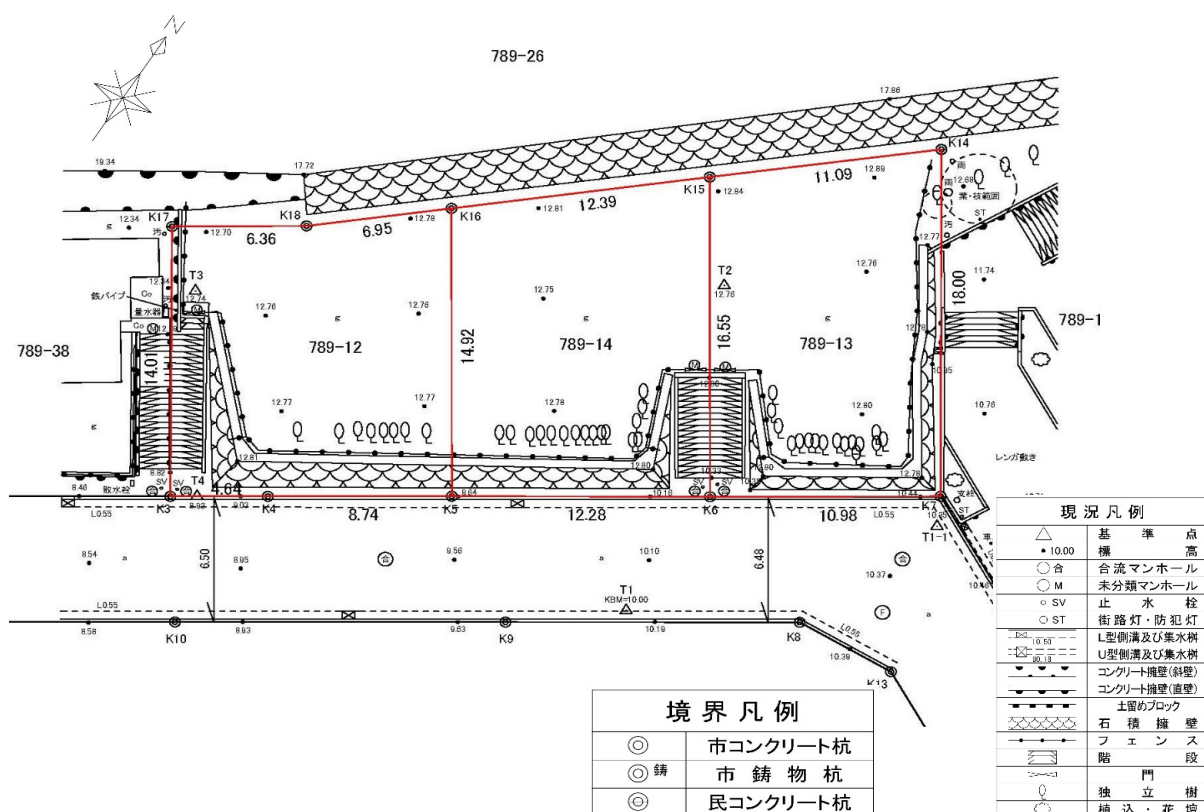
案 内 図



交 通 機 関

- ・横浜市営地下鉄ブルーライン・京浜急行本線「上大岡」駅 徒歩20分
- ・同駅より「普門院前」バス停下車 徒歩4分

現 況 図

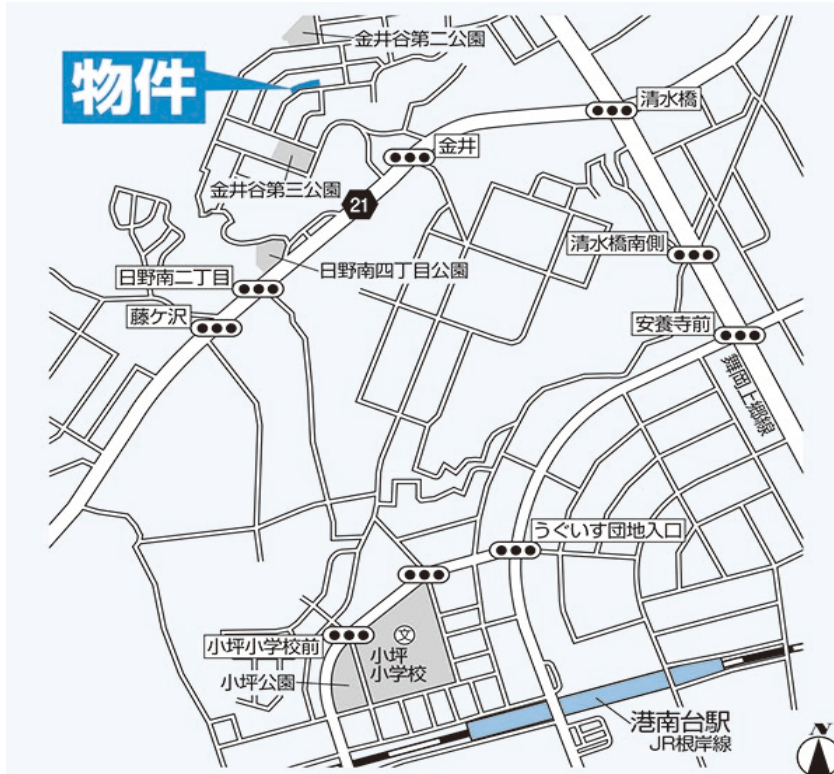


物 件 調 書							
物件番号 2884			最低売却価格		3,633万円		
所 在 地		横浜市港南区日野九丁目 5 9 5 9 番 1 5 9 外 1 筆					
住 居 表 示		-					
内 訳 、 面 積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
		5 9 5 9 番 1 5 9		宅 地	3 3 6 . 5 5 m ²	-	
		5 9 5 9 番 1 6 0		宅 地	2 3 9 . 9 9 m ²	-	
		合計（2筆）		※1	5 7 6 . 5 4 m ²	-	
道路と敷地の関係		南東側で幅員約8.0mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道、北西側幅員5.5m（建築基準法第42条第1項第1号道路）には非接道。					
法令に基づく制限	都 市 計 画 法 建 築 基 準 法	都市計画区域区分		市街化区域		用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域
		建 ぺ い 率		4 0 %		容 積 率	8 0 %
		外壁後退距離	前面道路から 1 m	敷地面積最低限度	1 8 0 m ² （※2）	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物）1.5m/3h/2h 、建築物の高さの限度…10m					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(市全域) 密集市街地における地震火災対策計画（対策地域					
		緑化地域（緑化率：10％）／建築敷地面積500㎡以上が対象					
		日野九丁目建築協定（※2）					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容		—
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施設の種類		状 況			事 業 所 等	
	電 気	有	地上配線、敷地内電柱、支線2本引込有			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	南側道路150mm、北西側道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	下水管敷設有り（南東側道路:合流雨水1,000mm、汚水250mm、北西側前面道路:分流雨水300mm、分流汚水250mm）、敷地内樹確認済			横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711	
	都市ガス	有	南東側道路配管150mm、北西側道路配管50mm、宅内25mm管引込済			東京ガス開お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等		港南区役所			横浜市立日野小学校		横浜市立日野南中学校
		物件の北東方 約2.6km			物件の北東方 約0.8km		物件の南西方 約1.0km
本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は「日野九丁目建築協定」区域内に位置しています。同協定により、建築物の用途の制限のほか、敷地面積の最低限度（180㎡以上）、壁面の位置及び擁壁の形状等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)にご確認ください。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第59開612号、許可年月日:昭和60年1月29日、検査済証交付年月日:昭和60年5月10日(第1工区)、昭和60年10月17日(第2工区)、完了公告年月日:昭和62年3月14日第111号)及び宅造許可(許可番号:第59規643号、許可年月日:昭和60年1月29日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は南東側で幅員約8.0mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地(中間画地)です。 ・物件の隣接地及び道路からの高低差・地勢は下記のとおりです。 北側道路より3m低い(擁壁約2m＋法地、コンクリートブロック約1m)。 北西側隣接地より約2～3m低い(擁壁＋コンクリートブロック)。 北東側隣接地より約2～3m低い(擁壁)。 上記の擁壁、コンクリートブロック及び法地は各隣接地内に設置されています。 南東側道路より約3～6m高い(擁壁約3～5.5m＋法地約0.5m)。 本物件の北東部分は東側隣接地に向かって約3～4mの法地 ・本物件には西側から東側にかけて、隣接地、道路沿いに管理用フェンスが設置されています。 ・本物件の南側に階段が設置されています。 ・本物件の敷地南側にU字溝が確認されました。 ・南東側擁壁は経年劣化により、複数のクラック、表面コンクリートの剥離が確認されました。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用について横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北西方約120m付近に「金井谷第二公園」、南西側約100m付近に「金井谷第三公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内南東側に電柱1本、支柱2本が設置されており、本物件南東側で架線が上空部分で越境しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南西側及び北西側道路にごみ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・道路及び隣地境界部分には擁壁、フェンスが設置されています。 ・本物件の敷地内に設置されている管理用フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
本物件の売払人(連絡先)			横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)				

物 件 調 書

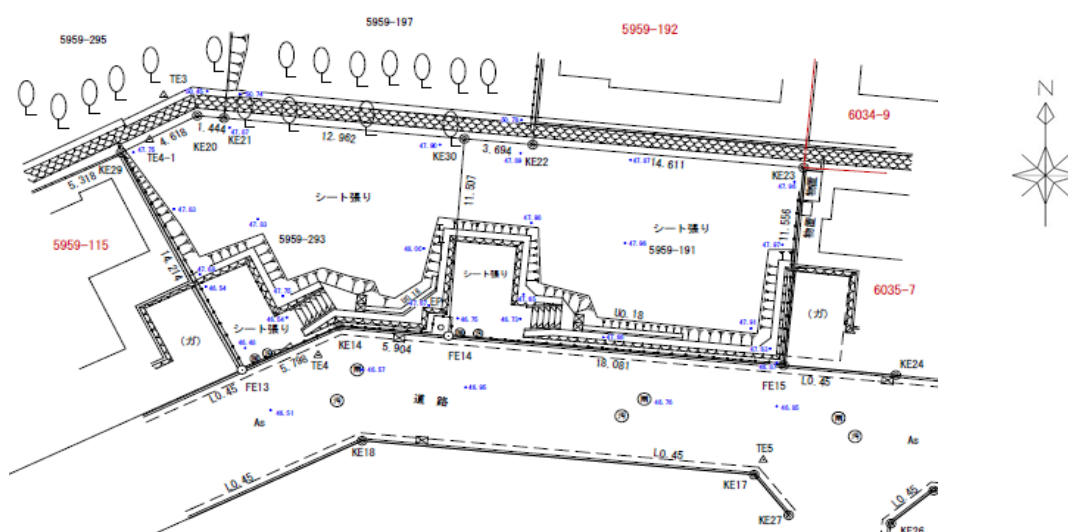
物件番号 2885				最低売却価格		7,046万円		
所在地		横浜市港南区日野九丁目5959番191 外1筆						
住居表示		-						
内 訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積		
		5959番191		宅 地	209.92㎡	—		
		5959番293		宅 地	191.81㎡	—		
						—		
						—		
合計(2筆)		※1		401.73㎡		—		
道路と敷地の関係		南側で幅員約6.5mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
		建 べ い 率		40%	容 積 率	80%	高 度 地 区	第1種高度地区
		外壁後退距離	前面道路から 1m	敷地面積最低限度	180㎡(※2)	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域	
		(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物)1.5m/3h/2h・建築物の高さの限度…10m						
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)						
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(市全域) 密集市街地における地震火災対策計画(対策地域						
		緑化地域(緑化率:10%)／建築敷地面積500㎡以上が対象						
		日野九丁目建築協定(※2)						
	私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況		施設の種類の		状 況		事 業 所 等		
		電 気	有	地上配線、敷地内電柱、支線2本引込有		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
		上水道	有	前面道路50mm管、宅内25mm管引込済		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
		下水道	有	下水管敷設有り(分流水250mm、300mm、分流汚水250mm)、敷地内樹木確認		横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711		
		都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内25mm管引込済		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公 共 施 設 等		港南区役所		横浜市立日野小学校		横浜市立日野南中学校		
		物件の北東方 約2.6km		物件の北東方 約0.8km		物件の南西方 約1.0km		
留 意 事 項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は「日野九丁目建築協定」区域内に位置しています。同協定により、建築物の用途の制限のほかに敷地面積の最低限度(180㎡以上)、壁面の位置及び擁壁の形状等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)にご確認ください。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第59開612号、許可年月日:昭和60年1月29日、検査済証交付年月日:昭和60年5月10日(第1工区)、昭和60年10月17日(第2工区)、完了公告年月日:昭和62年3月14日第111号)及び宅造許可(許可番号:第59規643号、許可年月日:昭和60年1月29日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は南側で幅員約6.5mの舗装市道に接道する、台形の一方路地(中間画地)です。 ・北側隣接地より約2～3m(擁壁約2～2.5m+法地0～0.5m)低く、南側隣接地道路より約0～1.2m高くなっています。 ・本物件の敷地内は上記高低差を除き概ね平坦です。 ・本物件の敷地内には5959番293、5959番191のそれぞれに階段状敷地内通路があり、高低差は0.5～1m+法地0.3m程度です。 ・上記高低差部分には擁壁が設置されています。 ・本物件の南側境界付近にU字溝が設置されています。 ・敷地は防草シートが敷かれています。 ・本物件には南側・西側・東側境界付近に管理用フェンスが設置されています。 ・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。 ・本物件の敷地内には樹木が複数植生しており、北側隣接地と本物件の複数の樹木の枝葉が相互越境しています。この件については、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内南側に電柱1本、支柱2本が設置されており、本物件上空を架線が空中越境しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北側約70m付近に「金井谷第二公園」、南側約110m付近に「金井谷第三公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内にスコップ、車止め、雨どい、複数のコンクリート片等があります。当該残置物の処理について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に設置されている管理用フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
		本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)				

案内図



交通機関 JR根岸線「港南台」駅 徒歩18分

現況図



境界凡例	
○	市コンクリート杭
○	市鋳物杭
○	御影石
○	民コンクリート杭
○	民プレート
○	民鋳
○	計算点

現況凡例	
△	基準点
• 10.00	標高
○	雨水マンホール
○	合流マンホール
○	未分類マンホール
○	止水栓
○	電力柱・支線
○	道路標識
○	アスファルト舗装
○	コンクリート舗装
○	土・砂利
○	U型側溝及び集水溝
○	コンクリート擁壁(直壁)
○	ブロック塀・ブロック擁壁
○	石積擁壁
○	フェンス
○	階段
○	門
○	法面
○	ガードパイプ
○	ガードレール
○	独立樹

物件調書

物件番号 2886			最低売却価格		7,143万円		
所在地		横浜市港南区日野九丁目5959番197 外1筆					
住居表示		-					
内訳、面積	地番		地目	公簿面積	現況測量面積		
	5959番197		宅地	213.61㎡	-		
	5959番295		宅地	200.95㎡	-		
					-		
					-		
合計（2筆）			※1	414.56㎡	-		
道路と敷地の関係		北側で幅員約5.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域区分	市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40%	容積率	80%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	180㎡（※2）	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物）1.5m/3h/2h、建築物の高さの限度…10m					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域） 景観計画（全市域）					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域（市全域） 密集市街地における地震火災対策計画（対策地域					
		緑化地域（緑化率：10%）／建築敷地面積500㎡以上が対象					
		日野九丁目建築協定（※2）					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理施設の状況	施設の種類		状況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	前面道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	下水管敷設有り（分流雨水300mm、350mm、分流汚水250mm）、敷地内樹未確認			横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711	
	都市ガス	有	前面道路配管（低圧50mm）、宅内25mm管引込済			東京ガス隣お客センター 0570-002211	
公共施設等	港南区役所		横浜市立日野小学校			横浜市立日野南中学校	
	物件の北東方 約2.6km		物件の北東方 約0.8km			物件の南西方 約1.0km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	※2 本物件は「日野九丁目建築協定」区域内に位置しています。同協定により、建築物の用途の制限のほか、敷地面積の最低限度（180㎡以上）、壁面の位置及び擁壁の形状等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課（045-671-2667）にご確認ください。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号：第59開612号、許可年月日：昭和60年1月29日、検査済証交付年月日：昭和60年5月10日（第1工区）、昭和60年10月17日（第2工区）、完了公告年月日：昭和62年3月14日第111号）及び宅造許可（許可番号：第59規643号、許可年月日：昭和60年1月29日）を得て開発・造成された画地です。						
	・本物件は北側で幅員約5.5mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地（中間画地）です。						
	・本物件は南側隣接地より約2～3m（擁壁約2～2.5m+法地0～0.5m）高く、また、北側前面道路より約0.3～0.5m程度高く、接道部分は法地となっています。						
	・本物件東側（地番197）と西側（地番295）には筆境部分で約0.5mの高低差があり、東側（地番197）が高くなっています。						
	・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の経年劣化による影響については確認しておりません。						
	・本物件地表面は地番197、地番295共にほぼ平坦です。						
・本物件の北側境界付近にU字溝が設置されています。							
・敷地は防草シートが敷かれております。							
・本物件には北側・西側・東側境界付近に管理用フェンス、南側境界付近に擁壁が設置されています。							
・本物件の北西方約130m付近に幼稚園があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声や園内放送等が聞こえる場合があります。							
・本物件の北約55m付近に「金井谷第二公園」、南側約110m付近に「金井谷第三公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。							
・本物件の南側隣接地沿いには複数の樹木があり、本物件と南側隣接地の樹木の枝葉が相互に越境しています。この件について、横浜市（売主）は対応いたしません。							
・本物件の敷地内に切株がありますが撤去等について、横浜市（売主）は対応いたしません。							
・本物件の敷地内に設置されている管理用フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。							
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
本物件の売出人（連絡先）		横浜市（総務局 管財課 045-671-2264）					

物件調書

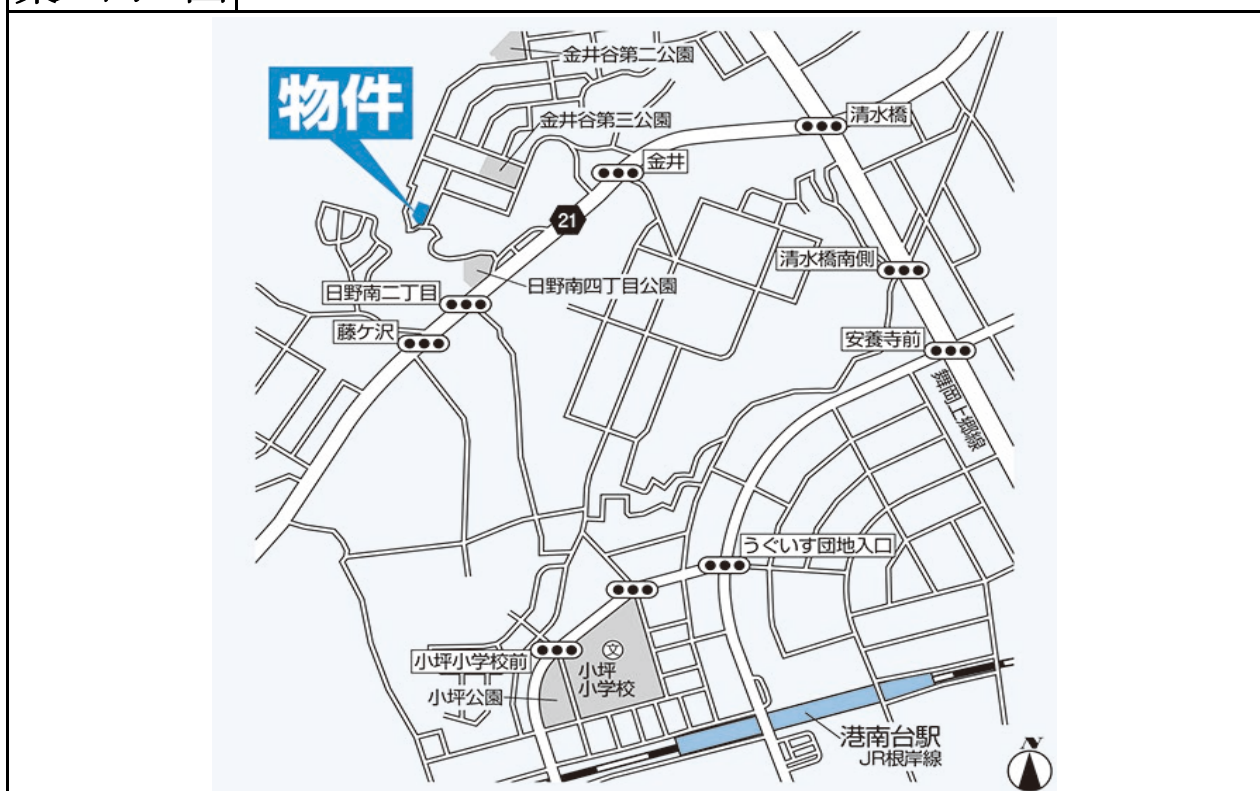
物件番号 2887

最低売却価格

3,450万円

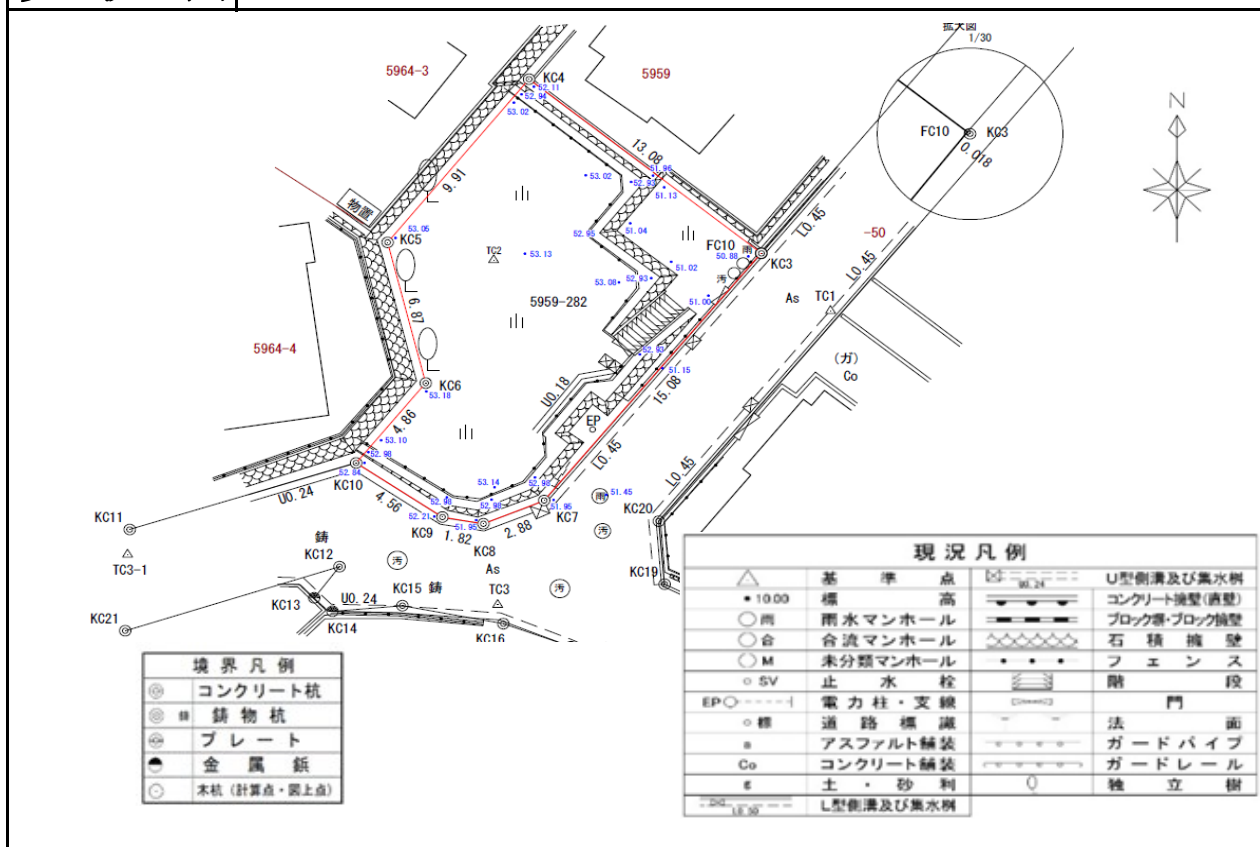
所在地		横浜市港南区日野九丁目5 9 5 9 番 2 8 2					
住居表示		-					
内 訳 、 面 積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
		5 9 5 9 番 2 8 2		宅 地	2 0 2 . 7 8 m ²	-	
		合計 (1 筆)		※1	2 0 2 . 7 8 m ²	-	
道路と敷地の関係		南東側で幅員約4.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道、南側幅員5.0m（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道。					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用 途 地 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域
		建 ぺ い 率	4 0 %	容 積 率	8 0 %	高 度 地 区	第 1 種 高 度 地 区
		外壁後退距離	前面道路から 1 m	敷地面積最低限度	1 8 0 m ² (※2)	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物) 1.5m/3h/2h 、建築物の高さの限度…10m					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(市全域) 密集市街地における地震火災対策計画 (対策地域					
		緑化地域 (緑化率：10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象					
		日野九丁目建築協定 (※2)					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状 況			事 業 所 等	
	電 気	有	地上配線、敷地内電柱、支線2本引込有			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	南東側道路50mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	下水管敷設有り（南東側道路：分流雨水250mm、分流汚水250mm、南側道路：分流汚水250mm）、敷地内樹未確認			横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711	
	都市ガス	有	南東側道路配管（低圧50mm）、宅内25mm管引込済			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等		港南区役所			横浜市立日野小学校		横浜市立日野南中学校
		物件の北東方 約2.8km			物件の北東方 約1.0km		物件の南西方 約0.8km
本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は「日野九丁目建築協定」区域内に位置しています。同協定により、建築物の用途の制限のほか敷地面積の最低限度(180㎡以上)、壁面の位置及び擁壁の形状等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)にご確認ください。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第59開612号、許可年月日:昭和60年1月29日、検査済証交付年月日:昭和60年5月10日(第1工区)、昭和60年10月17日(第2工区)、完了公告年月日:昭和62年3月14日第111号)及び宅造許可(許可番号:第59規643号、許可年月日:昭和60年1月29日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は南東側(幅員約4.5m)と南側(幅員約5m)の舗装市道に接道する、不整形の準角地です。 ・本物件は 南側道路より約0.5～1.5m(擁壁約0.3～1.2m)、南東側道路より約0～1.8m(擁壁+約0.3mの法地)、北側隣接地より約1m高く、北西側隣接地より約3m(擁壁+コンクリートブロック)低くなっています。 ・上記高低差部分には擁壁及びコンクリートブロックが設置されています。 ・対象地内は階段状敷地内通路があり、高低差は約1～2mです。 ・本物件には北東側・南東側・南西側境界付近に管理用フェンス、西側・北西側境界付近に擁壁及びフェンスが設置されています。 ・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。 ・本物件の敷地南側にU字溝が設置されています。 ・本物件の南西方約140m付近にゴルフ練習場があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北東約110m付近に「金井谷第三公園」、南東約110m付近に「日野南四丁目公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内南東側に電柱1本、支柱2本が設置されており、本物件南東側上空を架線が空中越境しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の樹木の枝葉が南西から北西側隣地に越境しています。この件について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)					

案 内 図



交 通 機 関 JR根岸線「港南台」駅より 下車 徒歩15分

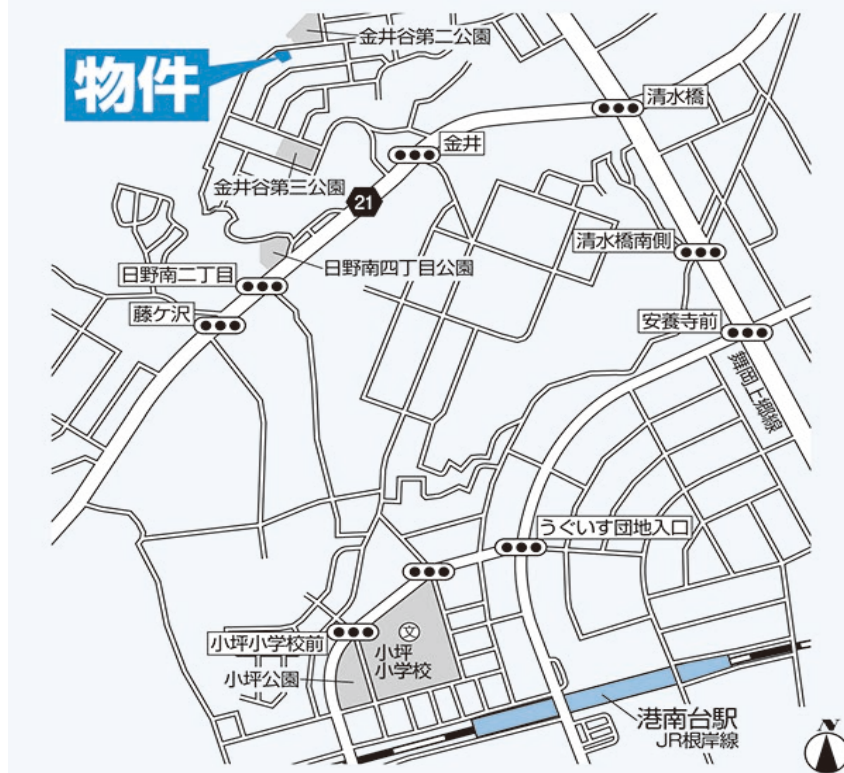
現 況 図



物件調書

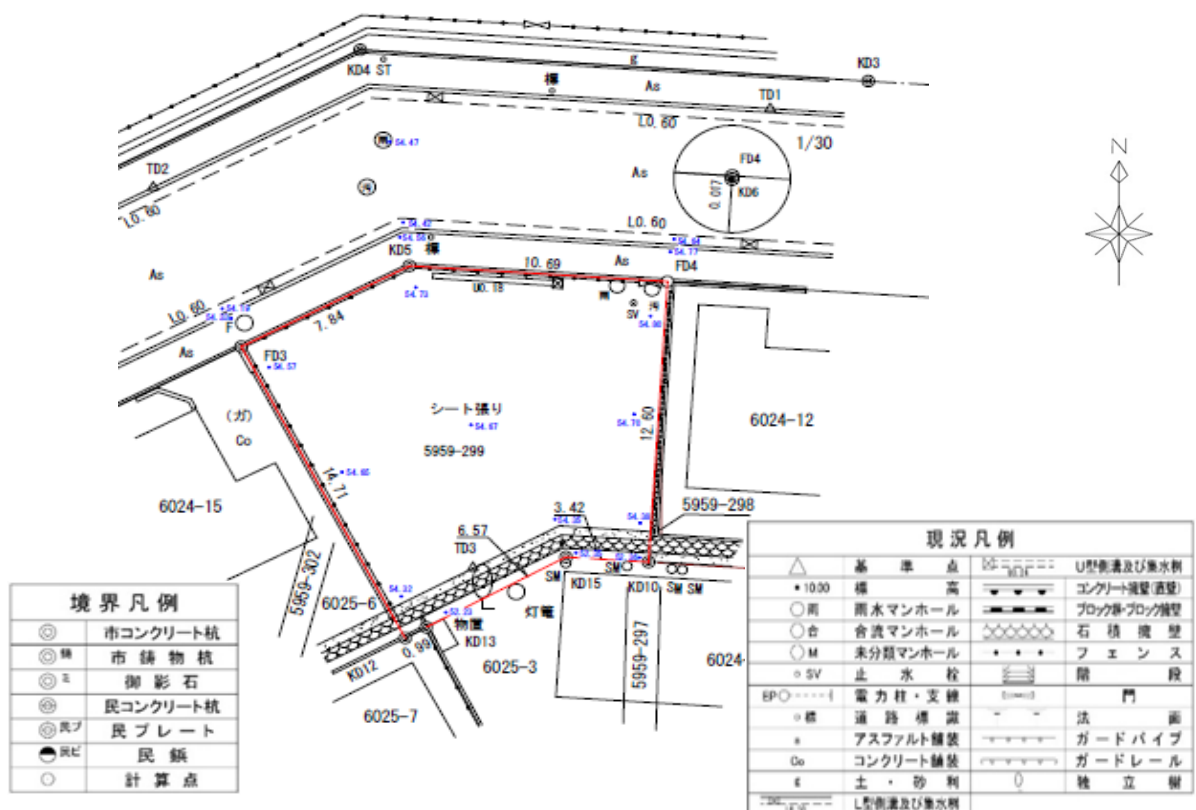
物件番号 2888			最低売却価格		3,616万円		
所在地		横浜市港南区日野九丁目5959番299					
住居表示		-					
内訳、面積	地番		地目	公簿面積	現況測量面積		
	5959番299		宅地	201.60㎡	-		
					-		
					-		
					-		
合計(1筆)			※1	201.60㎡	-		
道路と敷地の関係		北側で幅員約9.5mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率		40%	容積率	80%	
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	180㎡(※2)	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物) 1.5m/3h/2h、建築物の高さの限度…10m					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域) 景観計画(全市域)					
		建築物再生可能エネルギー利用促進区域(市全域) 密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)					
		緑化地域(緑化率:10%) / 建築敷地面積500㎡以上が対象					
		日野九丁目建築協定(※2)					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	-		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	前面道路150mm管、宅内25mm管引込済			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	下水管敷設有り(分流雨水350mm、分流汚水250mm)、敷地内樹末確認			横浜市港南区港南土木事務所 045-843-3711	
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧150mm)、宅内25mm管引込済			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	港南区役所		横浜市立日野小学校			横浜市立日野南中学校	
	物件の北東方 約2.6km		物件の北東方 約0.8km			物件の南西方 約1.0km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	※2 本物件は「日野九丁目建築協定」区域内に位置しています。同協定により、建築物の用途の制限のほかには敷地面積の最低限度(180㎡以上)、壁面の位置及び擁壁の形状等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)にご確認ください。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第59開612号、許可年月日:昭和60年1月29日、検査済証交付年月日:昭和60年5月10日(第1工区)、昭和60年10月17日(第2工区)、完了公告年月日:昭和62年3月14日第111号)及び宅造許可(許可番号:第59規643号、許可年月日:昭和60年1月29日)を得て開発・造成された画地です。						
	・本物件は北側で幅員約9.5mの舗装市道に接道する、台形的一方路地(中間画地)です。						
	・本物件は南東側隣接地より約2~3m高く、東側隣接地より0.5m低くなっています。また、北側道路より約0.3m(法面)高く、対象地の地表面は概ね平坦です。						
	・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。						
	・本物件には、北側・西側境界付近に管理用フェンスが設置されています。						
	・本物件の北側境界付近にU字溝が設置されています。						
	・敷地は防草シートが敷かれております。						
	・本物件の北西方約90m付近に幼稚園があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声等が聞こえる場合があります。						
	・本物件の北東方約45m付近に「金井谷第二公園」、南側約150m付近に「金井谷第三公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。						
	・北側道路及び東側・西側隣地境界部分にはフェンス、南側隣地境界部分には擁壁が設置されています。						
	・本物件の数か所に木の切株が残置されています。撤去について横浜市(売主)は対応いたしません。						
	・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。						
	・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)					

案 内 図



交 通 機 関 JR根岸線「港南台」駅より 徒歩18分

現 況 図



物件調書

物件番号 2889			最低売却価格		790万円	
所在地		横浜市保土ヶ谷区法泉三丁目3 1 5 番 1 2				
住居表示		横浜市保土ヶ谷区法泉三丁目2 0 番街区				
内訳、面積	地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
	3 1 5 番 1 2		宅地	1 6 9 . 3 9㎡	－	
	合計（1筆）		※1	1 6 9 . 3 9㎡	－	
道路と敷地の関係		北東側で幅員約5 . 5 mの舗装市道に接道※2				
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率		5 0 %	容積率	1 0 0 %
		外壁後退距離		－	敷地面積最低限度	1 0 0㎡
				防火・準防火地域等	準防火地域	
	日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
	その他の制限	緑化地域（都市緑地法）、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）				
景観計画（全市域）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		状況		事業所等	
	電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	・前面道路配管100mm・敷地内引込なし		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	可	・前面道路配管（雨水1000mm・汚水250mm）		横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 045-331-4445	
	都市ガス	無			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	保土ヶ谷区役所		横浜市立初音が丘小学校		横浜市立橋中学校	
	物件の北東方 約3.2km		物件の北東方 約1.0km		物件の北東方 約2.7km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の北東端隣接地はアスファルト舗装された歩道として道路区域に含まれ当該部分を含む道路幅員は約5.5～7.7mとなっています。また、本物件の南東端隣接地は道路区域に含まれていますが、未利用地で道路形態になっていません。 ・本物件は北東側で幅員約5.5mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地です。 ・本物件の敷地中央から北東部分は概ね平坦ですが、敷地中央から南西部分は南西向きに、また、北西部分は北西向きに傾斜しています。 ・本物件の北東端隣接地の歩道下部に高さ約0～2.7mの擁壁が設置され、本物件の敷地内の北東部分の一部は北東側歩道面よりも約0～2.7m低くなっています。 ・本物件の敷地内に物干台用コンクリートベース等があります。残置物の処理について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・北西側隣接地の水道管の一部が本物件上に位置しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「覚書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内の北側に電柱1本、支柱1本及び支線1条が設置されています。移設・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件の敷地北側部分に複数の樹木が繁茂しています。 ・本物件の北側で架線が一部敷地上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。 ・本物件の北東側道路沿い敷地内にガードレールが設置されています。移設・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件の北東側道路沿いにごみ収集所があります。移設・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件は「今井川」沿いの土地であるため、気候及び川の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件の北東方約100m付近に「法泉公園」、南東方約190m付近に「境木子どもの遊び場」、南方約160m付近に「境木第四公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北西方約190m付近に横浜新道があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の北西方約170m付近に「保土ヶ谷消防署今井消防出張所」があるため、緊急車両のサイレン等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北東側道路向かいの法泉ハイツの敷地内に遊水池があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地ににて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
	本物件の売出人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)			

物 件 調 書

物件番号 2890				最低売却価格		409万円	
所在地		横浜市戸塚区上柏尾町字台215番3外					
住居表示		—					
内 訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積	地 積 測 量 図 面 積	
		215番3		宅 地	61.19㎡	61.19㎡	
		216番2		山 林	1,640㎡	1,640.16㎡	
		合計（2筆）		※1	1,701.19㎡	1,701.35㎡	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約4.2mの舗装市道（建築基準法第42条第1項）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	40%	容積率	80%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	125㎡	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
	その他の制限	緑化地域（都市緑化法）、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）、景観計画（全市域）					
		周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）※2					
		土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）※3					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況			事 業 所 等	
	電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	・前面道路配管（50mm）・敷地内引込なし			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	可	・前面道路配管（汚水250mm）・敷地内桝なし			横浜市戸塚区戸塚土木事務所 045-881-1621	
	都市ガス	可	・前面道路配管（低圧150mm）・敷地内引込なし			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等	戸塚区役所			横浜市立柏尾小学校		横浜市立舞岡中学校	
	物件の南西方 約2.6km			物件の南方 約0.5km		物件の南西方 約1.2km	
留 意 事 項	※本物件が公道に接しているのは、北西側の擁壁部分のみです。 私有地を通過して本物件に立入ることは、決して行わないでください。						
	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(戸塚区NO. 53)に該当しています。土木工事等を行うに当たっては事前に届出等が必要となります。 ※3 本物件は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、箇所番号:110-H21-095)に位置しています。						
	・本物件は①～②の条件付きです。詳細については横浜市建築局にご確認ください。 ①建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更がある場合は、都市計画法第29条の規定による開発許可を要する可能性があります。 ②小規模開発の連続する市街地のスプロール化を防ぐために、本物件については、開発許可等の基準に適合させることが困難な場合を除き、原則として一体的に開発を行うことを条件とします。 ・形状は不整形です。本物件は北西側道路より約2m～約3mの高さの擁壁が設置されています。なお、敷地内への階段はありません。 ・本物件は、南東側隣接地からは概ね等高に接しており、敷地内は傾斜地になっています。 ・本物件北側隣接地(2宅地)の間知ブロック積擁壁及びブロックフェンス、北西側隣接地のコンクリート擁壁基礎、南西側隣接地の間知ブロック積擁壁が、本物件上に位置しています。また、本物件の北西側コンクリート擁壁が北西側隣接地に位置しています。これらに関しては、隣接地権者との間で「現況工作物に関する確認書」等の覚書を取り交わしていますので、地位を承継していただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件西側隣接地のコンクリート擁壁の一部が本物件上に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北西側に周辺住民の利用するゴミ置き場が設置されています。移動・撤去等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南東側近隣に高圧線鉄塔が存しており、本物件東側隣接地上空を高圧線が通過しています。 ・本物件内にプラスチック及び金属等の残置物があります。これらの残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・傾斜地の安全対策のために、土留め柵を設置する可能性があります。土留め柵が設置された場合、撤去・移転等については隣接地権者と協議をお願いします。土留め柵の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に御確認ください。 なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。						

本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)	
--------------	--	---------------------------	--

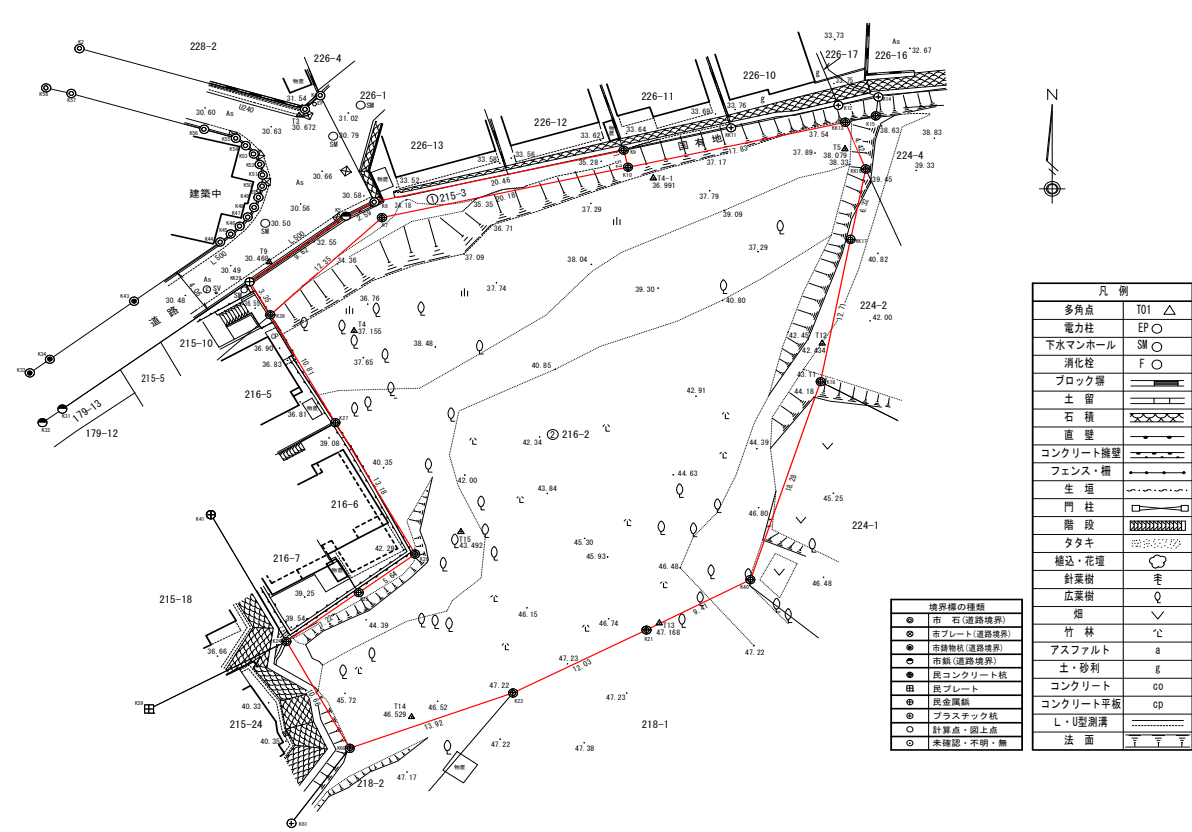
案 内 図



交 通 機 関

- ・ J R 東海道本線「戸塚」駅より「柏尾」バス停 下車 徒歩4分
- ・ J R 横須賀線「東戸塚」駅より「柏尾」バス停 下車 徒歩4分

現 況 図



売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2874 ～ 2877

物件番号2874（鶴見区元宮一丁目）	地域防災拠点：市場小学校（近隣）市場中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.2m ≦ 浸水深（m） < 0.5m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和60年、平成元年 大雨による浸水被害 累計 2 回		

物件番号2875（鶴見区元宮一丁目）	地域防災拠点：市場小学校（近隣）市場中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.02m ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和60年、平成元年 大雨による浸水被害 累計 2 回		

物件番号2876（鶴見区浜町2丁目）	地域防災拠点：入船小学校（近隣）寛政小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0m ≦ 浸水深（m） < 0.5m ・内水 0.02m ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和54年、平成6年 大雨による浸水被害 累計 2 回		

物件番号2877（西区境之谷）	地域防災拠点：稲荷台小学校（近隣）太田小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0 m ≦ 浸水深（m） < 0.02m ・大雨による浸水被害 なし		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

物件番号2878 （南区大岡四丁目）	地域防災拠点：藤の木中学校 （近隣） 藤の木小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・ 内水 $0\text{ m} \leq \text{浸水深 (m)} < 0.02\text{ m}$ $0.02\text{ m} \leq \text{浸水深 (m)} < 0.2\text{ m}$ ・ 大雨による浸水被害 なし		

物件番号2879 （南区八幡町）	地域防災拠点：平楽中学校 （近隣） 中村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・ 内水 $0\text{ m} \leq \text{浸水深 (m)} < 0.02\text{ m}$ ・ 平成26年 大雨による浸水被害 累計1回（八幡町） ・ 大雨による浸水被害 なし（平楽）		

物件番号2880 （南区別所二丁目）	地域防災拠点：南が丘中学校 （近隣） 桜岡小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・ 平成4年、平成6年 大雨による浸水被害 累計2回		

物件番号2881 （南区別所二丁目）	地域防災拠点：南が丘中学校 （近隣） 桜岡小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・ 平成4年、平成6年 大雨による浸水被害 累計2回		

備考：

・ 水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・ 物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2882 ～ 2885

物件番号2882 （南区别所二丁目）	地域防災拠点：南が丘中学校 （近隣）桜岡小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・平成4年、平成6年 大雨による浸水被害 累計2回		

物件番号2883 （南区别所五丁目）	地域防災拠点：別所小学校 （近隣）南ヶ丘中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・内水 $0.02\text{m} \leq \text{浸水深 (m)} < 0.2\text{m}$ ・平成4年、平成5、平成10年 大雨による浸水被害 累計3回		

物件番号2884 （港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校 （近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

物件番号2885 （港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校 （近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2886～2889

物件番号2886（港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校（近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		
物件番号2887（港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校（近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		
物件番号2888（港南区日野九丁目）	地域防災拠点：日野小学校（近隣）日野南中学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		
物件番号2889（保土ケ谷区法泉三丁目）	地域防災拠点：初音が丘小学校（近隣）権田坂小学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 1.0m ・大雨による浸水被害 なし		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2890

物件番号2890（戸塚区上柏尾町）	地域防災拠点：柏尾小学校（近隣）秋葉小学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・昭和57年、平成14年、平成15、平成16、平成17、大雨による浸水被害 累計5回		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残 代 金 額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過し、又は同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損

害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 12 条に定める違約金又は第 15 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 20 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市総務局長

買 受 人 (乙)

物件明細書

財産の区分	土地			
財産の所在	地目	地積 (㎡)		金額
		公簿	実測	
合 計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 〔契約保証金額〕 円を
甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を
売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金
を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた
金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により 年 月 日
までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金
領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過し、又は同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わ

なければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人（甲）横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市総務局長

買 受 人（乙）

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
合 計 (筆)	—			円

【案 内 図】



横浜市役所

- ・みなとみらい線馬車道駅 直結
- ・JR 桜木町駅・横浜市営地下鉄桜木町駅 徒歩3分

【問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局管財課 公募売却・維持管理担当 (横浜市役所26階)

電話 045-671-2264 FAX 045-662-5369

E-mail: so-uriti@city.yokohama.lg.jp

ヨコハマの土地売ります！～市有地公募売却のホームページ～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>



横浜市総務局管財課
令和8年7月発行